

日本建築協会 発行

復刻版

建築と社会

第79巻

第26集第8号～第27集第3号(昭和18年8月～19年3月)

不二出版

復刻にあたって

一、原本の誌名は次のように変遷している。

『関西建築協会雑誌』（大正6年9月～7年12月）

『日本建築協会雑誌』（大正8年1月～8年12月）

『建築と社会』（大正9年1月以降）

一、表紙を若干縮小して収録したことがある。また、原本が断裁されているため、不完全なものがある。

一、断裁による不完全な文字は組み直したものがある。

一、表紙の刷色は一色に統一したため原本とは異なる。

一、口絵はカラーの頁も全て黒一色で印刷した。

一、「会報」の通頁には乱れがあるが、原本のままとした。

一、各集ごとの「総目録」は、発見できたものに限り、該当集の第一号の前に収録した。

一、裏表紙は、『第一集第一号』に限り収録した。

一、目次の発行日は、奥付に記されたものを採用した。

一、前付広告の一部及び後付広告は収録しなかった。「広告見出」「広告目次」および「掲載広告一覧」（復刻に際し新たに組み、付け加えた）を参照して頂きたい。

また、広告頁には独自の頁が付けられているため、本復刻版の広告頁の頁は一貫していない。

一、本復刻版は日本建築協会所蔵の原本を使用した。

（不二出版）

【第79巻目次】

第26集第8号 昭和18(1943)年8月15日発行

第26集第9号 昭和18(1943)年9月1日発行

第26集第10号 昭和18(1943)年10月1日発行

第26集第11号 昭和18(1943)年11月1日発行

第26集第12号 昭和18(1943)年12月1日発行

第27集第1号 昭和19(1944)年1月1日発行

第27集第2号 昭和19(1944)年2月1日発行

第27集第3号 昭和19(1944)年3月1日発行

(注)第26集第8号の17頁には、原本の印刷状態が悪く、判読できない部分があります。

第26集第9号の目次頁の発行年は原本の誤植

大正6年9月14日 第3種郵便物認可・昭和18年8月10日印刷納本・昭和18年8月15日發行（毎月1回1日發行）

建築と社會

第26輯 第8號

昭和18年8月1日

8

社 團
法 人

日本建築協會

營業所 東京・名古屋・廣島・京城・奈良



株式會社

淺沼組

大阪市天王寺區石ヶ辻町

電話南 ⑦⑤

七八七
九八七
七八七
五三八〇
(三) (二)

特許耐酸被覆東洋被覆鋼鋁製

- 鋼根渡敷 其他特殊建築屋根材料
- 鋼目ナシ谷間
- 排氣ダクト・大島式通風器
- 防空換氣濾光裝置・新製屋根材セラクタイト

設計製造責任施工

舊名 オリエンタルメタル製造所

東洋被覆鋼鋁製造所



本社及工場 尼崎市大物北口(阪國電停前)電話七六六・四六番

電報略符(ト)又ハ(トヒ)

東京出張所 東京都日本橋區通二(大同生命館内)
東京工場 埼玉縣蕨町(蕨驛前)
廣島出張所 廣島市袋町六番地(富國館内)
北京出張所 北京內四區西四北小拐棒胡同廿四號
滿洲販賣店 大連市株式會社 福昌公司

電燈、電力 工事請負
照明器具製作販賣
電氣機器加工修理

共立電氣商會

市川正三郎

大阪市南區問屋町12番地
電話南 ⑦⑤ 5788番

株式會社 竹中工務店

株式會社 滿洲竹中工務店

本店

營業所

大阪市北區中之島朝日ビル
電話北 濱一 九一 番
東京特別市順天區吉本大路三〇四號
電話(二) 四三 四二 番
東京橫濱名古屋京都神戸福岡京城
新京吉林奉天安東大連北京
天津濟南青島上海南京漢口

建 築 と 社 會

第26輯 第 8 號 昭和18年 8 月發行

八 月 號

目 次

和 紙 と 建 築	壽 岳 文 章	(2)
山 小 屋 追 想	北 尾 鐮 之 助	(5)
綠 蔭 漫 筆	山 田 醇	(8)
住宅の決戰的性格と貸家組合法	玉 塚 締 伍	(10)
時の問題いろいろ	草 一 路	(14)
☆紫 烟 室☆		
住宅建築家の「しごと」は無くなる	青 山 正 義	(17)
☆時 報☆		
戦時建築規格に就て	恒 岡 俊 行	(19)
☆繪 と 文☆		
南 鮮 の 家	小 川 正	(1)
飛 鳥 路	辰 巳 孝 雄	(20)
會 報		(22)
☆寫 真 欄☆		
葛蒲池厚生住宅展覽會圖譜 (その2)		

三 星 印



設 計

施 工

三 星 印 岩 綿 製 品

防音・保温・耐火装置

三星岩綿ブロック構成の防音装置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇

大阪田島應用化工株式會社
電話土佐堀 (44) 1323.5682.6221.7294

東京市神田區岩本町三番地

三星産業株式會社
電話浪花 0072番

會 告

新釘打構法講演會開催

豫而案内の首題講演會の件講師の都合にて延引中の處、今般大阪會勢幹事會幹旋の下に愈下記次第に依り開催仕候、暑中の折ながら奮而御申込被下度候、追而講師高山大尉は最近同構法に就て陸軍技術賞を授與せられし名譽の新進技術者なるが、今般公務多端の中を特に本會の乞を容れ態々西下され幻燈使用の上親しく詳細講演せらるゝにつき吾々建築に關係を有するものには、亦となき好機會なれば、萬障を廢し多數聴講あらん事を切望す。

1. 日 時 8月28日(土)午後6時集合

1. 會 場 清水組 四階講堂
西區土佐堀2の2(市電肥後橋下車濱通西2丁)

1. 講 演 新釘打構法

第七陸軍航空技術研究所

講 師 陸軍建技大尉 高山 馨氏

1. 申 込 會場並に印刷物準備の都合上聴講希望者はハガキにて折返申込まれ度く、尙聴講者は當日萬障繰合せ御出席のほど願上候

1. 締切期日 8月23日

昭和18年版市街地建築物法令發行に就て

首題發行の件度々豫告仕候處其後種々事情突發の爲め本年度は本會にて發行致さざる事と相成り候、就ては豫而申込を受けたる先及其他希望の會員各位に對し代用印刷物として今般大阪府廳内工場建築協會より、代謄寫を以て發行せられたる、市街地建築物法令集は本會計畫のものと同内容につき同會より分譲を受け代用として下記に依り實費分與いたし居り尙若干殘部有之候條御希望の向は至急御申越被下度、茲に本年度版の發刊中止御詫旁々代用につき御案内申上候

1. 一部實費 金壹圓拾錢也 紙印刷、編輯雜費及行爲稅共
送料實費 金拾貳錢也

1. 申 込 所 社團法人日本建築協會(振替大阪89975番)へ前納の事
追而本代謄寫は部數少きため申込後品切れの際は不惡御諒承被下度候

會 費 等 拂 込 に つ き 御 願

本月號卷頭に振替用紙挿入いたし置き候間、會費其他、拂込月に相當の方は何卒御利用の上御拂込願上度候、追而本用紙は本年2月號、8月號及11月號に挿入れいたし候につき宜敷御利用紙材愛護と集金に御協力賜り度候

不 明 拂 込 金 に 就 て

本年1月29日京都寺町二條局より振替にて拂込を受けたる、金壹圓也 は拂込人及其目的記入洩れのため整理上困難いたし居候、御心當りの向は至急御知らせありたし。

昭和18年8月

社團法人 日 本 建 築 協 會



北及び西側外観

設計施工・上田組(奈良)

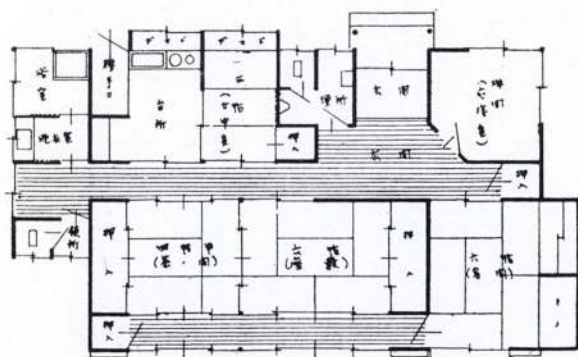
平面を見て先づ廊下の板間の多い事に気付く、全平面を二分して全長に渉る中廊下はどうしても賛成出事ない。南北の通風はこの爲に中斷され家庭作業の上からも無駄な努力を必要とするのでなからうか、小住宅に對してはあく迄小住宅に徹した平面を考へたい。どの部屋も通らずにと云つた考へ方はもう古い過去のものとなつてゐる。角をつぶした洋間等も疑問だ。そうまでして廣間を廣くする程之の家に來客があるのだらうかと思ひ度くなる、これからの住宅は住人自身のものであり、決して來客用のものではない未だにこの考へ方が残つてこんな郊外の厚生住宅の中に迄入り込んで居る事は残念な事

である。

主要居室の東西面を壁面又は押入床の間等でつぶして居るのも開放的な平面の要求には合はない様だ。

作業部分の配置は好いかこの小住宅に於ける片をこれが占める事は絶対に許されない。又大小二ヶ所の便所は如何な意味なのか、30坪の住宅は決して大邸宅ではないのである。

疊數19.5帖に對して押入4.5間は充分過ぎる程ある。立面は無難な所だらう。云ひ後れではあるが、この本會の主旨に對しても充分練られたる良心的な出品を望んでやまないものである。(O)



平面圖(縮尺1:200)建坪:30.0坪

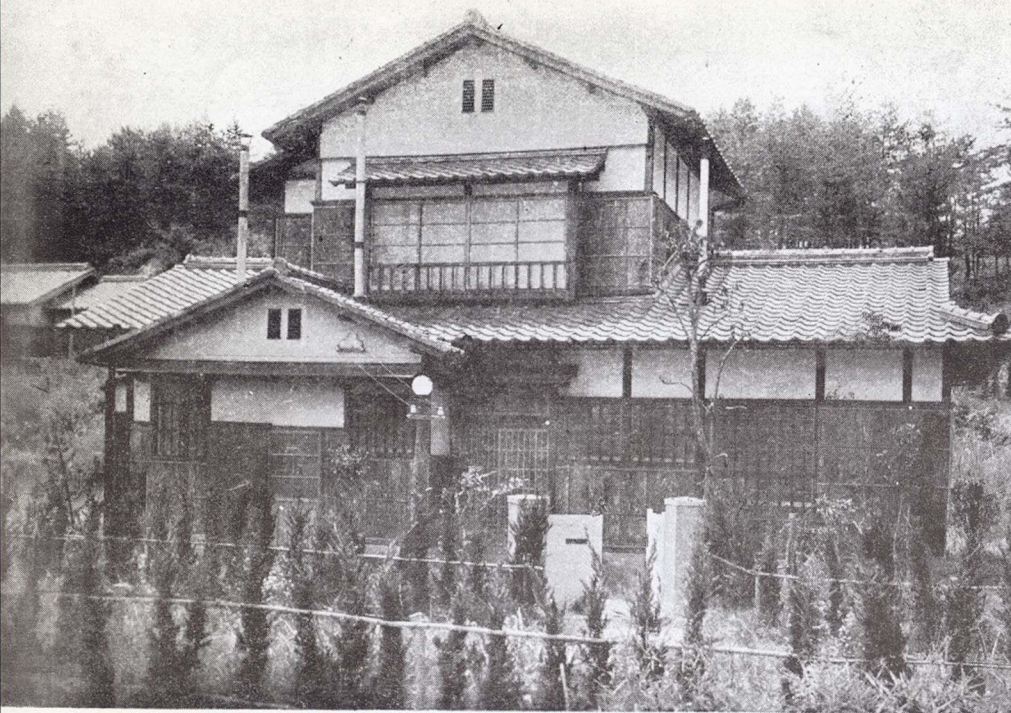
本會創立25年

記念事業・・・

菖蒲池厚生住宅

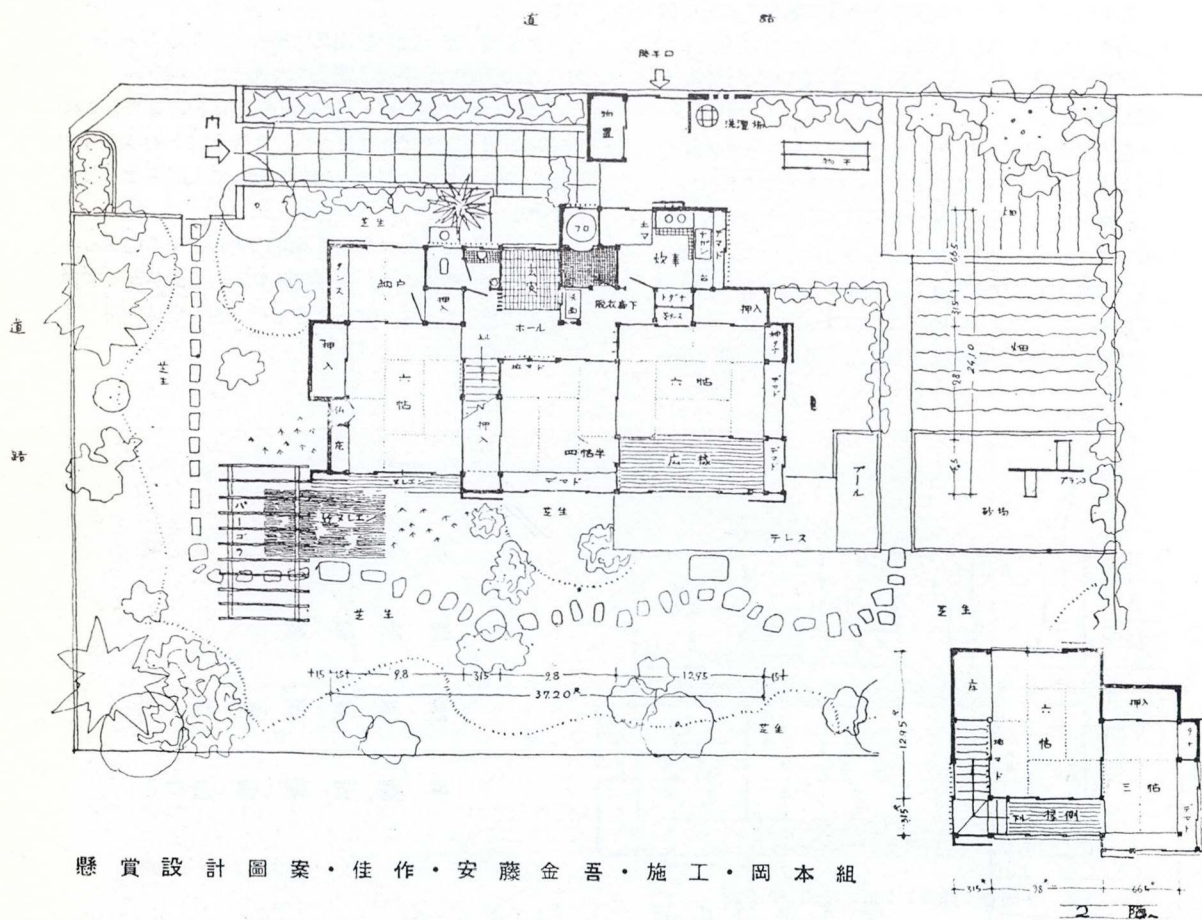
展覽會圖譜その2

(その1は5月號掲載)



平面圖（縮尺1:200）第1階:21.61坪・第2階:8.14坪

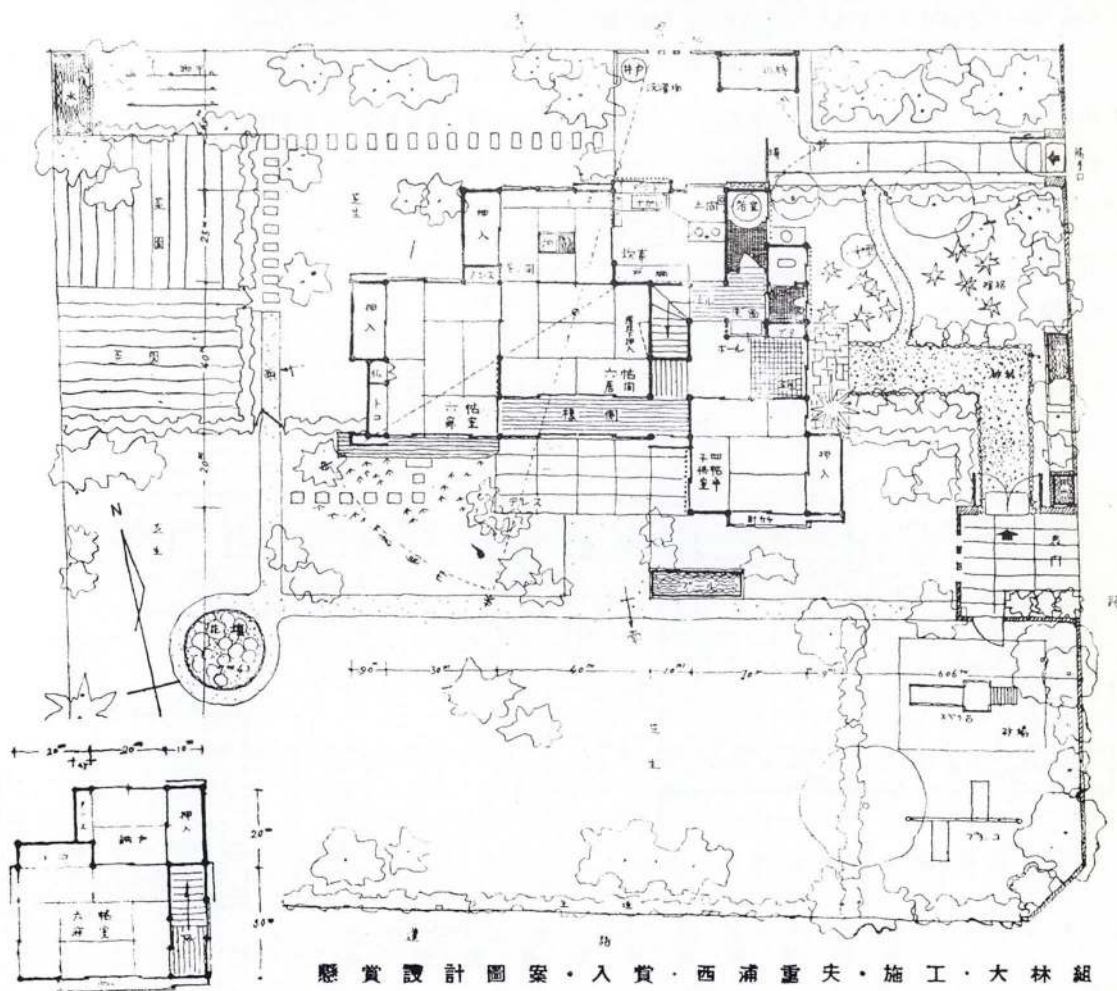
北側外觀

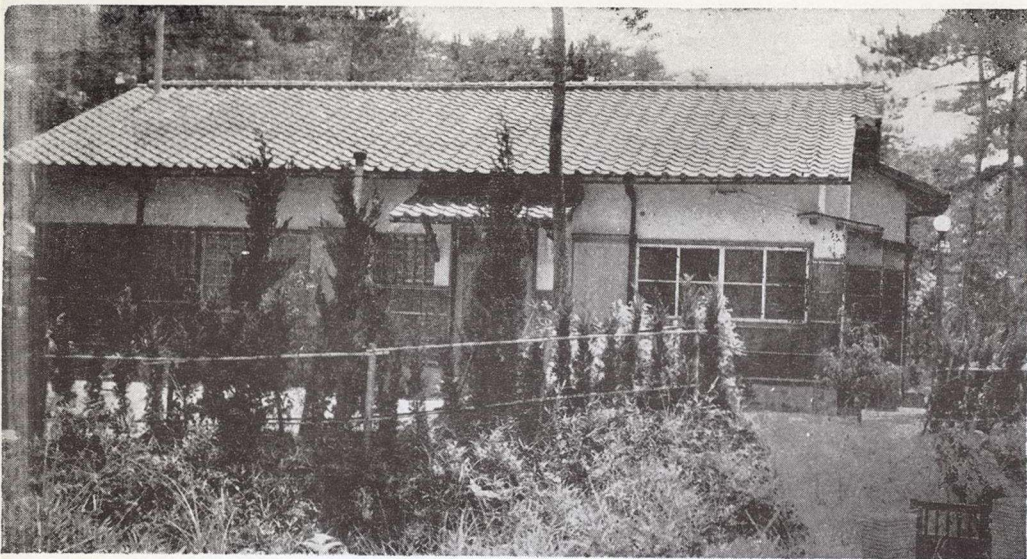


南及び東側外觀



平面圖 (縮尺1:200) 第1階 75.5m²・第2階 22.5m²





北
側
外
観

設 計 施 工 ・ 清 水 組

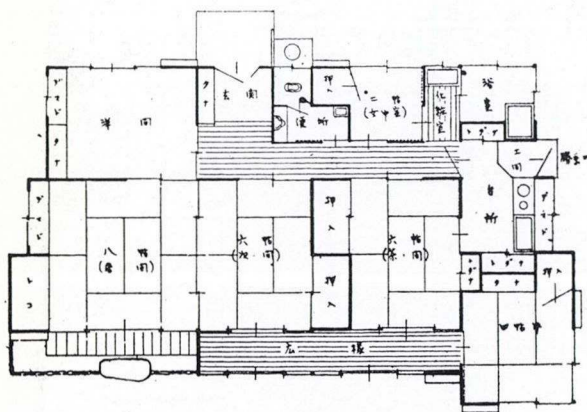
8帖6帖の二間廣きを居間として之に洋間を北側に配し。他に6帖(茶の間)と4.5帖の獨立室を持ち作業部を北より東にとつて居る平凡な平面である。

各室共に押入と適度の壁面を持つて居る點は使ひよさうな案であるが、居間の8帖に押入が欲しく座敷として構へて置くべき部屋でもないと思はれる。北側の2帖は女中室と云ふより、納戸又は更衣室に利用して便であ

る。

此の型式であれば中廊下以北を西へ3尺ずらせるか又は洋間、8帖を南へ3尺下げると更に8帖は有機的に働いて來るのではなからうか。

廣縁は有効に利用されさうである。立面も無理のないものと思はれる。(O)



平面圖(縮尺1:200)建坪……30.21坪

葛 蒲 地 厚 生 住 宅 展 圖 譜 ・ そ の 2

南及び東側外観

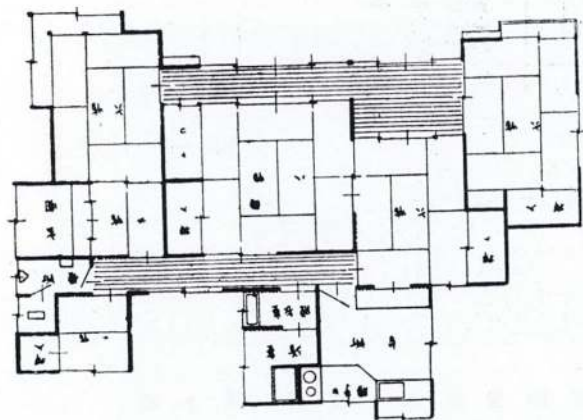


設計施工・大林組

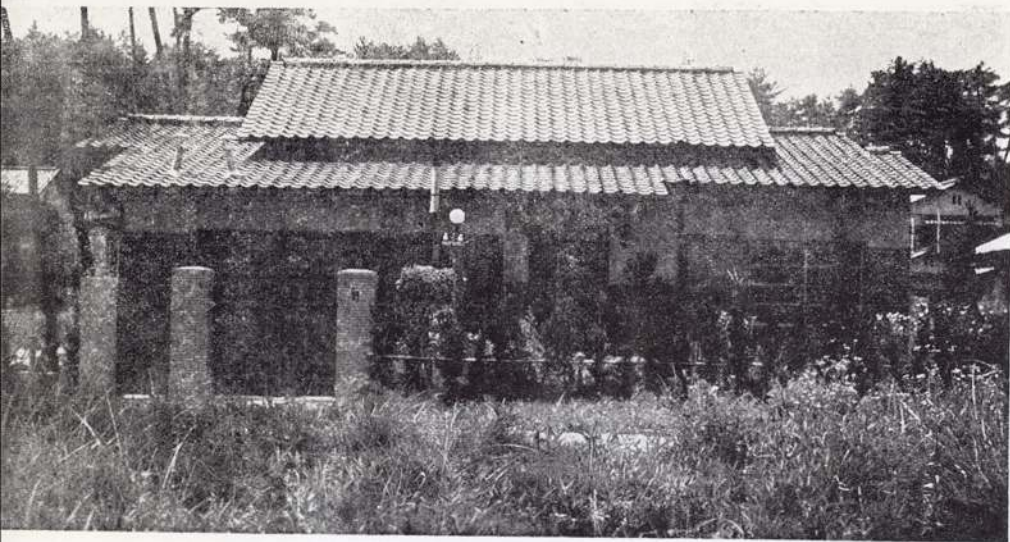
一見して非常に延び〜した又通風、採光等をよく考へられた平面である、畳数も30を数へる程で板間を認めてない質實な平面である。

各室押入、壁面の配置もよく。茶の間前の廣縁も有効である。作業部の位置面積も適當と思はれる。便所の位置は再考の餘地ある様だ。

平面に凸凹が多い爲か立面に於て之を充分消化し切れない點が所々に見受けられる。とまれ新しい厚生住宅としての此の平面の行き方は認められるべきである。(O)

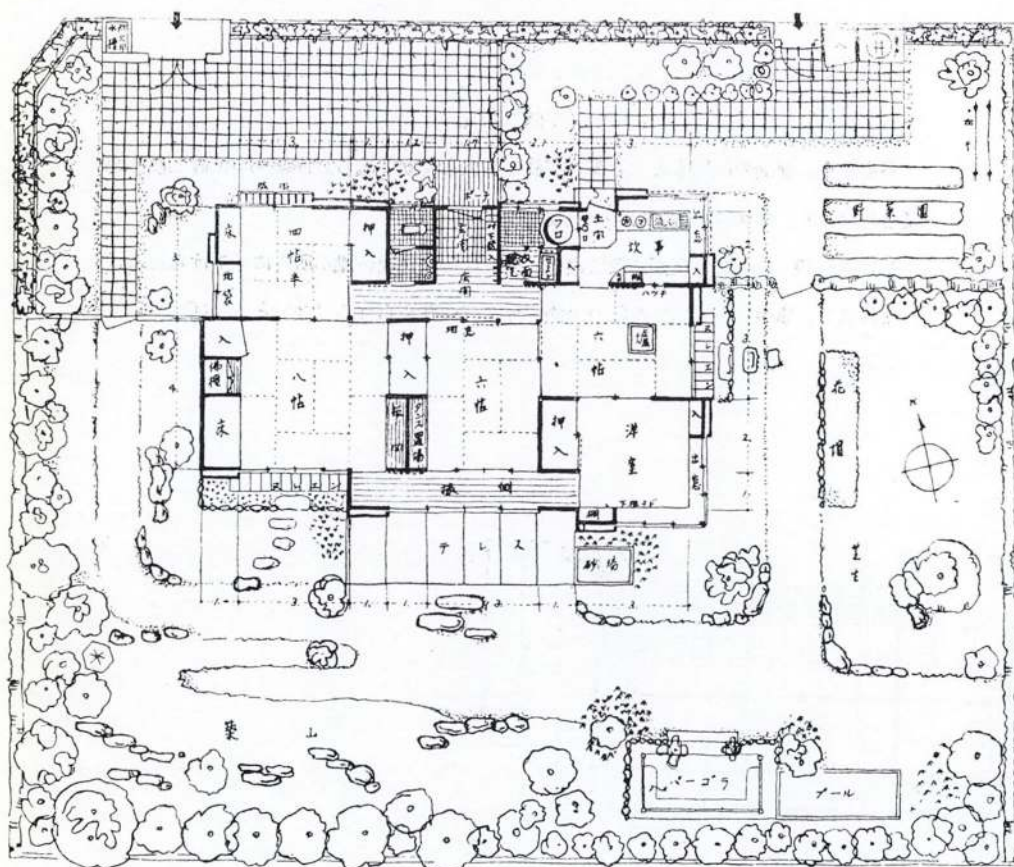


平面圖(縮尺1:200)建坪……30.204坪

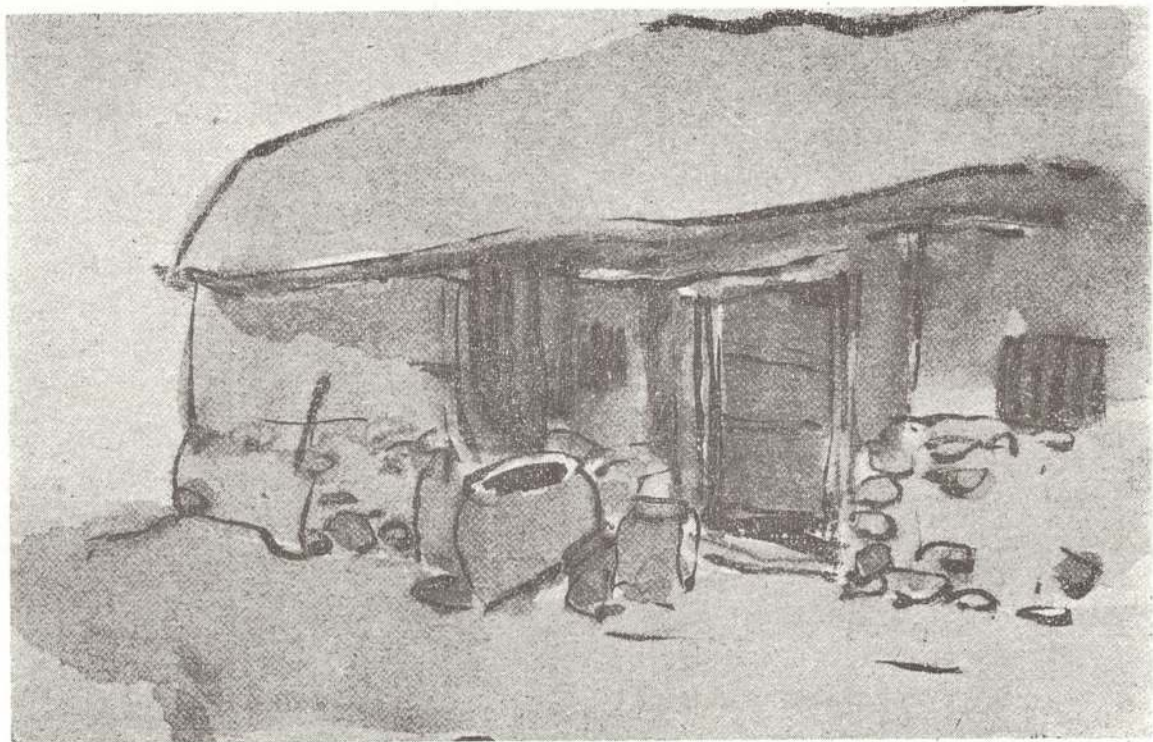


北側外觀

平面圖(縮尺 1:200) 建坪.....30.226 坪



懸賞設計圖案・入賞・音納喜久治 施工・清水組



南 鮮 の 家 繪と文 小 川 正

日増に澄み渡る空、明るい土、白い人々。戦ひの春は再びこの南鮮の
邑々にも訪れた。

輕ろやかな藁の屋根、燻んだ石と土の壁、人氣のないまゝに開かれて
ゐる小さな窓、今は防火水槽に使はれる水甕迄も、代々の歴史を明らか
に傳へるかに見へる。

折からのさわやかな風は名も知れぬ草を含んで舞ひ上がる。やがてそ
の一片は音もなく私のパレットの中に落着いた。

氣が付けば數名の放課後の學童が後から取り巻いてゐる、ひそひそと
する囁きの後、一人がはつきりした標準語で「私の家も書いて下さい。」
とすぐ向ふの家を笑ひ乍ら指差した。五月に近いある旅の日の午後であ
る。

（筆者は 竹中工務店設計技師）

○

建築と木材、建築とガラスなどに関する単行本が企劃されてゐる以上、當然建築と和紙との結びつきも取りあげられねばならぬと思ふのだが、管見の及んだ範囲では、まだその試みを聞かぬ。何かその方面のことを書けと本誌から依頼されて、筆を執る氣になつたのは、ふだんその問題を勉強してゐるからではなく、ただ和紙についていろいろと苦勞を重ねてゐるうちに、和紙と建築との關係につき、あれこれ考へてみるものがたまつてきたので、それを一つ披露してみたいと思ふばかりである。建築の専門家でない私の言ふところには定めし思ひ違ひやまとはづれが多いであらう。専門家の筆を招く點も少くないであらう。たゞ和紙については、その歴史や現況を一わたり知つてゐるのみならず、和紙を愛する熱情に到つては、誰にも負けぬだけの烈しさをもつてゐる私の言ふことが、建築の玄人にも何か他山の石ともなれば幸ひであると思ふ。で、以下別に順序もなく、心に浮かぶまゝを隨筆風に書いてみよう。叱正と批判とは、どんな場合でも、謙虛に私の受けたいと願ふところである。

○

ささやかな自分の経験から語らう。今住んでゐる家は、十年程前に、澤島英太郎氏に設計やら監督やらをお願いして建てたものであるが、大體は私の希望が參酌されてゐる。殊に、和紙をどう使ふかと言ふ事については、すつかり私の我儘をゆるして貰つた。そしてその結果は、相當な効果をあげてゐると私は信じてゐる。

○

やや洋風を加味した日本住宅によく見かけるカ

ーテンと言ふものを私は好まない。大抵の家のは布地と言ひ模様と言ひ、ぞつとするやうな代物である——高ければ高いなりに、安ければ安いなりに。それに、あれが日光に焼けたり、埃をかぶつたりしてゐるさまは、まことに興ざめである。で私は、食堂と子供部屋とを除き、他は悉く明り障子をはめて、ガラスのすぐ内側に接續せしめ、カーテンの用を勤めさせた。和室の場合にはガラス戸の外に更に雨戸があり、洋室の場合には夏季の通風と虫除けの網戸——これは和室の壁面下方にもところどころとりつけた——があるので、窓がまちは相當幅廣くなるけれども、住んで甚だ快適である。軒がかなり深く、且つ雨戸の設備がありさへすれば、ガラス戸は無くても、明り障子は是非入れて貰ひたいと思ふ。プルーフ・タウトはさすがに採光具としての明り障子の卓越性を認めてゐるが、タウトのみならず、日本の建築——一般には日本の文化を正しく認識するほどの外國人ならば、誰しも明り障子を羨むであらう。第一、それはガラス窓などと違つて、紫外線をも十分に通すと言ふではないか。近頃は防空の目的のために、ベタベタとガラス窓に紙を貼りつけてゐる様子を多く見るが、あんな事をするくらゐなら、最初から雨戸と明り障子にしておけばよいのではないか。大體、近頃の日本住宅は、衛生・防空・美の問題にあまりにも無關心に、むやみとガラスを使ひすぎた傾向がある。因みに言ふ、防空上の目的からガラス窓に紙をはりつける場合、機械漉の紙を貼りつけてゐる家を随分見かけるが、あれは氣やすめになりこそすれ、實際にはあまり役に立たぬのではないか。常識から考へても、繊維の強靱性がすつかり殺されてしまつてゐる機械漉の紙など、いかほどの爆風にも耐へられさうにない。使ふくらゐなら、繊維のからまりが恐ろしく強い純

生漉に限る。京都のさる扇屋が、扇の地紙を利用して、甚だ美しく波形に扇面をガラス戸に貼つてゐるのを見、その思ひつきに感心した。但しこの頃の扇の地紙には、随分パルプが混つてゐるから、果してどれだけの實効があるだらうか。これも何とはなしに心もとない。

○

さて明り障子は、空氣の交替にも重要な役割を果すのであるから、それに貼られる紙は、多孔性の純楮の生漉ほどよい。雨戸とガラス戸とのないところでは、雨風をも防ぐ役目を果すわけであるから、それはまた飽くまでも強靱であらねばならぬ。東北の民家では、永い間の生活から學びとつた自然の智慧に導かれて、かうした目的のために打つてつけの窓紙——關西で言ふ障子紙を使つてゐる。私の家で、障子紙には常に東北の純生漉を使ふ所以は、用と美と二つの方面から見て、それにまさるものが他にないからである。

○

カーテンは永い間の使用に耐へるが、障子紙は始終はりかへねばならず、結局時間から言つても費用から言つても不經濟だとこぼす人がある。この説にはたしかに一理ある。だが、カーテンにしたつて、十年以上の使用に耐へるものとなれば、相當に優秀な品質を選ばねばならぬであらう。障子紙は脆いと言つたところで、純生漉ならば三年も五年ももつであらう。私の経験では、苛性苛達やカルキで處理しない純楮の障子紙は、貼つた時こそ色が黒いけれど、半年たち、一年たつうちに日光にさらされ、雨にさらされ、空氣にさらされて、だんだん白くなつてくる。その事は、何かのはずみで明り障子が破れ、切り張りなどしてみた場合、新しい紙が眼立つて色黒なのからも知られる。だから、煤煙の多い都會や、どんどんと圍爐裏をたき續ける民家などではさうもゆくまいが、比較的煤の少ないところでは、五年くらゐ貼りかへなくても大丈夫なのではないか。私の家では、一昨年の秋の末に貼りかへただけけれど、まだまだ美しく、もう一年も二年もこのまゝでゆけさうだ。また、貼りかへが面倒だと言ふが、三年や五年に一度、自分の家の障子を貼りかへる暇くらゐ

は見出せようではないか。秋の末頃、やや寒さの感じられる日曜の朝などに、故紙を除き、綺麗に棧を拭つた障子を、日ざしの明るい縁ばたへ持ち出して、上下を逆にたてかけ、上方から下方へと順次に櫛を埋めてゆく楽しさは、家への、家庭生活への、ひいては日本の生活への愛著を深く感知させる所以であらう。

いたみが少いなら、必ずしも全部貼りかへる必要はない。破れた櫛、或は破れた穴をふさぐだけでも、一年や二年は十分にすごすことができる。新舊さまざまの紙がまじる切りばりのつつましい美しさは、又格別だ。私はそれをよく人に話してもし、書きもするのであるが、ほのかな燈明の光が京都の古い寺々の内陣などに見る切りばりの障子をほつかりとうちら側から照らしてゐる美しさはフランスやドイツなどの、名ある中世の伽藍に詣でも見られぬものであらう。人は中世のゴシック建築の伽藍のステインド・グラスを通してさし入る外光の美しさを説く。しかし「素光」と言ふ佛教語に表現される靜かで奥深い世界は、遂に明り障子のみの持味ではあるまいか。身びいきかは知らぬが、名ある茶室の美しさも、晴につけ雨につけ千差の風情をかもし出す明り障子に負ふところ少くないと私は思ふ。

○

明り障子よりも古く、わが國の建築に用ゐられた唐紙——襖も亦、明り障子ほど有機的ではないにしても、無くてはならぬ景色である。明り障子が直接に外光を調整する動的な存在なのに對し、襖はどこまでも靜かである。だから靜かできよらかなのがいい。あの醍醐寺にある山樂の襖も美しいには違ひないが、秀吉のやうな人物でなくば到底あれに圍まれて住みこなせまい。私の家では、出雲産の無地の雁皮紙を主とし、主婦や子供の部屋には、うるほひを持たせる意味で、腰に同じく出雲産の染紙や、奥州白石の菅野新一君が藍や胡桃で染めた模様紙を使つてみた。遠州掛川の葛布をあしらつてゐる所もある。葛布も優秀な襖を作る。地袋や吊袋などには、實に打つてつけである。私の家でも、始めは例の面白くない型通りの大高檀紙を小襖に用ゐてみたが、我慢できなくなり、葛布と朝鮮の苔紙とに變へた。檀紙も昔のはいゝ

が今のは概して駄目だ。この間越前の岩野平三郎翁に依頼して、古法のまゝの檀紙を漉いて貰ったが、古い朝鮮の紙を見るやうですばらしい。こんなのを使へばきつとひき立つと思ふ。

○

電気照明にもつとめて和紙を使つた。市賣の、いやに華奢な、へんにきどつた、わざと繊維を誇張した紙のは我慢にも使へないので、ごく簡単なものを大工に作つて貰つたり、「たくみ」で賣つてゐる鳥取製のをとりつけたりしてゐる。書齋のスタンドには、バーナード・リーチの考案になるのを使つてゐる。近頃よく用ゐられる明視スタンドは眼の衛生から言へば結構だが、あのデザインは困りものだ。もつと何とかならぬものか。傘にしても、和紙を利用したらすつといゝのができよう。

○

日本の部屋の壁には、腰張りが是非必要であらう。掃除に箒を使ふので、下方は壁がいたみやすい。それを守るためにも、また部屋に風情を添へるためにも、腰張りは是非あつてほしい。湊紙と言ふ紙は、この目的に使はれたのだが、今は上質のものを見ぬ。攝津の名産で特に漉いて貰つたやや淡い色目の湊紙風の間似合を、私の家では今腰張に使つてゐる。味はいゝが、脆いのが缺點だ。私の経験だと、腰張りとしては雁皮の自然の儘の色のに如くものはない。澁を引くとか、ふのりをかけるとかすれば、楮のカス紙なども面白いであらう。ただこれも、ことさらに繊維を出したのは感心せぬ。

○

腰張りの延長が壁紙である。私の家にも壁紙を

張つた部屋が二つほどある。これにもいろんな市賣品があるけれども、どうにも買ふ氣になれなかつた。ウィリヤム・モリスの壁紙は甚だ有名であるが、彼の作つた書物などに比べて段違ひに劣る。たとへ純粋な西洋の家屋であるとしても、私は彼の壁紙を用ゐはしないであらう。況んや日本の建築に、モリスまがひの壁紙を使ふなど不見識も極まる。私は、どこかの紙漉場にも見かけるカス紙——茶袋用の紙を利用した。少しクシミすぎるが、變な模様よりはいゝであらう。近頃静岡の三代澤本壽君が發表した染紙には、壁紙としても大いに推奨すべきものがある。こんど壁紙をはりかへる時には、三代澤君のを使ひたいと思つてゐる。

○

馬鹿な西洋人どもは、日本の家を「紙の家」と称し、住むに耐へぬかの如くに言ふ。ただわけの分つてゐる外人だけは、和紙の美と用と健康さを認め、洋風の建築にさへこれを探りいれようとする。外國の建築に和紙をとり入れることは大きな課題で、たとへば滿蒙北支などでは絶対に駄目だらうと思ふが、地中海沿岸の諸地方では、應用の仕方によつて随分面白いきゝめを現すのではないか。しかし、外國のことはともかく、民族が長い間紙に親しんできたわが國で、これがすてられていゝ理由は無い。和紙と言つても、種類は極めて多く、味は千差萬別である。建築家は、もつと和紙の勉強をして、積極的にこれを活かすべきであるまいか。和紙と建築とについて書くべきことはまだいくらでもあるが、この度は誰の眼にも一番つきやすい三四の面をとらへておくにとどめる。格の正しい民家へ行けば、いくらでもこの問題の勉強ができるであらう。

(筆者は、關西學院大學教授)

随分長いこと山に行かない。

年齢をとるに従て、若い頃のやうな征服慾がなくなり、ただちつと麓にゐて山をながめたい氣持に變つて來た。それにもう一つ、夏山に經驗する山小屋の不愉快さを思ふと、つひ山に行かうといふ氣がなくなる。

なぜ日本の山小屋は、もつと快適なものにならぬのであらう。往居については随分淡癖であり、神經質で、茶室のやうな簡素な美に生きて來た日本人が、高山の宿泊所については、これまでまるで無關心であつた。私は山に行くたび毎、よくそのことを思ひ、いつか自分一代のうちには、どこか好きな山に、せめて一ヶ所でよいから理想的な山小屋を設計してみたいと考へてゐた。好きな山といへば、飛騨山系では、立山か、鹿島槍、白馬連峯あたりか、近畿では大臺ヶ原山、九州では九重連峯などであるが、それももういつの日にか出來さうにもない。

かつて、劍岳の劍小屋（三田平）が、雪崩に押されて、幾人かの學生が悲惨な死を遂げたことがあつた。そのとき——山小屋は位置の選び方が第一だ。いくら快適に作られてゐても、その位置の選定を誤ると、かういふ悲惨事を仕出來す。劍小屋は、場所の選定を誤つた例の一つだ——と云ふやうなことを、ある専門雑誌の誌上で讀むだときには、覺えずハツとした。私は當時富山縣廳の人たちと、立山に山小屋を建てる話を進めてゐて、その計劃の一つに、この劍小屋の改築を入れてゐたのである。

當時富山縣で計劃されてゐた北アルプス方面の山小屋の設計といふものは、大略次のやうなものであつた。それは間口2間4尺、奥行は登山者の多少や、その山の地形によつて2間もしくは4間といふことにし、間口の2間4尺のうち、4尺だ

けは、ずつと縦に通ずる土間とし、ここは土間であると同時に、火を焚く爐であり、また屋内に入る通路でもあるといふ形式に作り、左右の各一間は、高さ五寸内外の板張の床にする。この床は低いのが特徴で、少しでも高く作られてゐると、長い山を歩いて來た疲勞が休まらない。草鞋をつけたまま、足を焚火の方へ投げ出して、板の上に仰向けに一列に並んで、そのままぐつすり眠らせるといふ寸法である。

それから四方の壁は大概厚さ1尺、高さ6尺位の石壁にする。石壁は室内の暖氣を長く保つばかりでなく、外氣の寒さを防ぐのに尤もよいとされてゐる。石は正しい切石を積み重ねて、その隙間々々にセメントを塗りこめる。

入口は兩方に設ける。これは高い山の上では、どちらから風が吹くか分らない。南北に建てられた小屋であれば、南風のときは南の入口を閉めて北の方から出入し、北風のときは北を閉めて南から出入する。併し、山によつては必ずしも双方に出入口を設けることの出來ない處がある。さういふ場合には、入口の前一間位のところに、高い石堀を設けて、常風を防ぐ設備をする。いまの防空障壁、爆風除けの土囊壁と同じものである。

明り取の窓は、左右の石壁に作るのだが、これには引戸をつけ、絹硝子を穿め、兩面から金網か合せて堅牢なものにする。それから屋根であるが、これは木造で、厚さ1寸位の板で葺き、更に其上にもう一重板葺き、又は檜皮葺を冠せる。室内で火を焚くので煙筒が必要であるが、これは石壁の上の方に設けて、引方をつけ、風向きによつて適宜に開閉することにする。あとは便所だが、これは四壁をみな石造とし、内部の廣さは間口、奥行とも四尺位とし、入口はその山の常風を避けるやうに向けて造り、扉は原則としてつけぬことにす

るといふ方針のやうであつた。

さて、かうして、これ等の山小屋に用ふる木材には、悉く防腐用のクレオソートを塗るといふことになつてゐたが、かくて出来上る一個の小屋の豫算が、その頃（大正8年頃）平均6百圓といふのであつた。

私は當時この豫算をみて、當今のやうな物價騰貴の時節には、到底この豫算通には出来ないだらうと批評がましいことを書いた。

かういふ設計が、當時富山縣で計劃せられた山小屋であつた。その後果してこの山小屋が豫定の地にどれだけ建築されたかといふことを私はまだ聞いてゐない。しかし、そのときに第一に思つたことは、これ等の山小屋も、風壓とか、温度とか積雪とかいふ高山特有の氣象状態に對する耐久力が第一になつてゐて、私の考へるやうな登山者の快適とか、安息とか、美觀とかいふ精神的なところまではまだ行つてゐない。これも通り越すと、近頃流行の練成とかにはならぬわけであるが、其頃では何とかして、もう少し考へてみたいと思つてゐた。

風の強い處に建築する建物の様式は、可なり研究に價することであるが、嘗て、野中至氏にお目にかかつた際、同氏は富士山上に作る永久的の觀測所として、建物の上部を狭くし、下部を廣くした將棋の駒のやうな形のものを作り、その四壁を二重張として、壁と壁との間を一間位取り、そこは双方の壁を連續する床張とし、ここには澤山の重石の石を置いて、風力に飛ばされぬやうにこの床張を運動場にしたいといふやうな計劃を話されたことがあつた。

さて立山方面に、私が附係した山小屋といふのはいまでも現存してゐる五色小屋と、黒部平の小屋であつた。これは私の勤めてゐる毎日新聞社々長の本山彦一氏がまだ健在なころ、お願ひして費用4千5百圓を寄附して載き、それによつて富山縣と協議して築造することになり、さしづめ、展望のよい前記の五色ヶ原と、信州側の希望も參酌して、黒部平の籠渡し附近といふことに定めたのである。

何しろ8千尺といふと、もう灌木帯、草本帯だから、小屋に要する木材類はみな越中側の有峯村

から伐り出し、冬期のうちに橇を利用して雪の上を迂らすことにした。仕事は、春から夏いっぱいだけしか働くことが出来ない。工事一切は立山山麓の芳畠寺材で引受けたが、木造中2階建、桁行4間、奥行3間、坪數12坪の小屋一棟を建てるのに、大工の延人員250人、人夫45人、その他若干の木挽などを使用した。

設計については、横有恒氏から贈られた歐洲アルプス方面の山小屋の形式なども參酌して、從來の山小屋にある不快な缺點を取除くやうに盡力した。他にも書いたことであるが、ここに、當時の仕様書を擧げてみると。

1. 敷地は中央高に搗き固め、周圍の關係によつて適當の排水工事を施すこと
2. 柱、小屋組、床持等に使用の主材は、針葉樹とし、不足の場合は他の材種を使用し、大體に於て季木のまま、適當な工作をして組上げること
3. 外部板壁は雨雪の浸入せぬやう、防腐劑クレオソート油を3回塗布すること
4. 屋根裏、板張の上「マルソイド」葺とし、その上面は、附近の土砂を置いて、芝を張付けること
5. 内部側板壁縦張と内外板張中間に、濕氣止め「マルソイド」張渡しのこと
6. 上下床は厚板張とし、縁付「ウスベリ」を敷き、取外し自在とし、昇降梯子2個を取付けること
7. 同床上部に適當の棚をつけること
8. 室内中央土間兩隅にストーブを備へ付け、煙突一式をつけること
9. 採光窓は二重設備とし、一重に正一分硝子戸、引違ひ（外部）は木製開き戸をつけること
10. 出入口二ヶ所原板戸引込み工作すること

以上はその大略であるが、その頃從來の小屋になかつたことは、中二階として、階下は兩側に幅7尺ほどの床を張り、真ん中を土間として、土間の中央をこれまでの爐にせず長卓を据へ、周圍を腰かけにして、食事することとしたので、今から考へると、何でもないのであるが、當時としてはこれでも山小屋形式の飛躍であつた。それに

ストーブを備付けたこと、採光を完全にしたこと、ベツトはみな階上にして、幾分頭部を高く、足部を低く安眠の出来るやう、床に傾斜をつけたことそれから地下室を設けて、燃料の貯蔵所としたことなどである。

私たちが盛んにこの邊を歩き廻つた當時は、信州の燕岳の小屋など、いまの燕山莊の立派さに比べて、頂上の地中に穴を掘り、上の方へ笹の葉を入れて、土饅頭のやうに塗りこめたもので、この土窟の中に押合ひながら眠つたもので、それはいかにも燕岳の名にふさはしい燕の巢のやうなものであつた。かういふ土穴の形式は、今では、前線勇士の掩蓋壕や、防空壕の一形式としてみられるものであるが、その時代だから、五色小屋や、平小屋は全く雲上の殿堂、のやうな思ひがしたものである。

大體の工事が竣工したのは、大正12年から18年にかけてのことで、その頃は私も、毎年のやうに立山に登つてゐた。

大正13年の8月、愈よ工事も竣工したといふので、その光景を映畫に撮ることになり、てうど夏山の終をみて、その年は針之木越へをするつもりで、信州大町の對山館に一泊、そこで百瀬慎太郎君の膽入りで、傳刀林藏以下、一流どころの案内者の顔を揃へて貰ひ、百瀬君も加つて、大澤小屋に一泊の上、五色ヶ原に登つた。考へてみると、もうかれこれ20年になる。その頃には最早百瀬君も私も、山に對する考へ方が變りつつあつたやうである。何でも盛んにいはゆる當時の流行登山者氣質を罵り合ひ、案内者と一緒に、草ばみにゆるゆる午睡を食ひなどして、急がずあせらず、悠々として歩き登つた。大澤小屋は百瀬君が經營してゐたので、誠に庭内の山を散歩するといふ氣持であつた。初秋の風が吹き出すともう大方の登山者の影はなくなり、閉め立てられた大澤小屋の中に入ると、突然、無數の蚤がとびついて來たのに驚かされたりした。

五色の小屋は、附近の殘雪がすっかり消え去り新雪にもまだ早いので、寫眞としての美しさはなかつたが、人去つて後、咲き亂れた百花爛漫のお花畑は、まことに天上の樂園であつた。そこで、豫め用意して行つた「シナリオ」によつて、山麓

から1本1本と、材木などを肩に背負つて登つて來る人夫の勞苦、土盛の工事、屋根葺など、さういふ建築工事の模様を分るやうに案内者たちを役者に使つてやらせ、最後に屋根の上の、國旗竿に日章旗を掲揚する場面を撮る段どりになつた。

ところが、この日は實に快晴で、空には一片の雲切れもなく、そろそろと國旗を引き上げて撮つてはみても、國旗は旗竿にべたりと食つついて垂れたまま少しも翻らない。夕方まで風を待つたが依然として、風が出ない。旗だか、棒だか分らぬのである。仕方がないので、明朝もう一度撮り直さうといふことになつた。

すると、最前から黙つてこの光景をながめてゐた林藏が、難しく顔をしかめて、

「こいつあ、ゑれいことになるぞ」

と怒鳴つた。

8千尺の五色へ來て、かういふことはかつて無いことだ。風がこんなに死んでしまふといふことは、やがて氣象狀態が激變する前兆で、これは大變だ。いまのうちに、少しでも早く山を降りて置いた方が安全だ、とりあえず此下の立山温泉まで逃げようと眞面目臭つていふのである。

空を仰ぐと、一天晴れ渡つて、風なく、雲なくまことに日本晴の秋光である。正かとは思つたが信頼して、山から歸つたその日に又來て貰つた一行のリーダーのいふことは、山では聞かねばならぬのが法律である。私たちは取敢えず一切を取片付け、暮れぬうちに、すぐ山麓にある立山温泉まで下つた。

誠に阿呆らしいといふやうな氣もちも多少は手傳つたが、この林藏の山の靈感と云つたものが美事に適中して、その夜九時頃から吹き出した風が猛雨を交つて、翌日も1日収らず、その次ぎの9月1日になつても猶ほ雨はやまなかつた。私はてうどその日、先頃歿くなつた支那學者の澤田幸夫氏の令兄に行き合せ、同氏が同宿の客と將棋をやつてゐるのをみてゐた。すると、突然凄しい山鳴がして、ぐらぐらと温泉宿の建物が震動した。私はすぐ林藏の室にとんで行き、

「ゑらい山鳴だつたが、小屋は大丈夫だらうかね」

といふと、林藏は

「はあ、どこから山抜けがしたべい、小屋よりも、ここの谷に水が出やしねえか、ちよつと見て來まつしょう」

と云ひながら、まだ降りしきる雨の中を2、3人をつれて出かけて行つた。

翌日、とも角こんどの撮影は一應中止して解散することに決め、大町から連れて來た案内者たちは芳明寺を廻つて汽車で歸ることにして温泉を出發した。

私たちは増水した谷川を渡つて松屋坂から、彌

陀ヶ原に登り立つたが、その頃はもう暴風雨のあとが、名残なく晴れ渡つて、拭はれたやうに美しい立山連峯を仰ぎながら、山抜のことなどはすっかり忘れ果ててしまつてゐた。

そして一行は藤橋まで下つて、はじめて9月1日の關東大震災、東京市全滅と云ふ報を聞いて愕然とした。

近い山抜けだとばかり思つてゐた温泉場の震動がそれであつたのだ。

(筆者は、大阪毎日新聞社寫眞部顧問)

綠 蔭 漫 筆 山 田 醇

極小住宅と材木禍

間ならでは資材入手難となつて、私共民間建築家は商賣が成立せぬ爲に、私自身は昭和14年以來、卅餘年來の建築界から脱して、讀書と著述とに終始して居つたが、昨年來舊友に引き出されて重要計器の製造に従事する事となつて、おそろしく多忙な日を送つて居るので、めしよりすきな建築と急に縁が遠くなつて、最近の状況をさつぱり知る機會を失つたが、併し道聽途説ながら多少の雜言は耳にして居るので、無遠慮に無責任な事を書かせて下さい。

生産擴充の爲に大工場が澤山に出来る、而して其後に集る人々の住宅難となり、其の結果澤山な住宅が建てらるゝが、資材節約の爲に夫れは極めて小さな、云はゞ人間の巢と云ふ様なもので、從來我々の考へて居つた住宅の觀念とは大變に異つたものであるが、勝ち抜く爲には不得止ぬ。

其處でか様な極小住宅でも、人間が居住する爲には、出來得る限りの智慧を絞つて、十分に保健的要素を取り入れて、衛生的に且コンホタブルな

ものとすべきで、關係當局者殊に建築家は熱心に勞力する責任があると思ふが、建築界を引退して居る爲か、不幸にしてよく研究したと思はるゝ様なものを見る機會が無い。

何にかに一度書いた様に思ふが、7坪半と云ふが如き極小住宅は、經濟上長屋建てとすべきで、防火の爲には適當な箇所に防火壁を設け、絶體に南向きとなし、南から北に通風をよくし、床下の排水と通風とに注意し軒を深くし、防濕と換氣とに留意せざる様なものは、絶體に建てぬ様にしてほしい。

巴里滞在中、私は参考の爲に、8坪位のアパートに居住した事があるが、其の時に感じた事は、か様な小さな家でも相當に愉快に居住出来るが、我國の居住制度を改良せぬと、色々なトラブルが生じ、其の中で一番考へさせらるゝ點は、子供の有無と料理法と買物であつたと記憶する。

7坪半の極小住宅では、小さな部屋が二つより出來ないので、子供が三人出來たならば、居住者は相當に苦しみ、特に三人とも小さいと病氣の場

合など、隣組の助力なしには、主人は外に出て働く事が出来無い。従つて極小住宅の建築は、建築方面の研究以外に、隣組制度の改善強化が必要である。

同時に又食事の材料と料理法の改良も、極小住宅のみならず、一般中流住宅でも大に考慮せねばならぬ。外國では朝の食事は一碗の湯さへあれば完全にすまず事が出来るが、現在の我々の家庭では、先づ漬物の心配を始め、めしをたき、味噌汁を作り、而してお茶を入るゝのであるが、外國では湯さへあれば簡単に朝食が出来る様になつて居る。晝食でも手数ははぶかんとせば、パンとコーヒーとハムかベーコンかコールドミートか、夫れに果物でもあれば立派に晝食となるが、我々の食事はあまりに料理法に手数がかり過ぎる點は、將來外國人と競争する上に、非常に勞力の點で不經濟と思ふ。

夫れから氣候の關係が大にあるが、外國の家は日本ほど開放的でないので、樂に戸締りが出来るので、家を閉めて買物に出るのに、何等の苦心もないが、之れもよほど上手に工風せぬと非保健的な家となつて、たやすく家を留守にして買物に出る事が困難であるが、出来得ぬ事では無い。

要するに研究と工風とに依つては、小さな住宅でもある程度迄生活は出来るが、生め殖せよで澤山に子供を殖すには、7坪半は不向である。云ふ迄も無く人間は犬や猫では無いから。



長い間の出入の棟領が遊びに来て、木材の入手難に就いてひどくこぼして居つたが、木材の統制會社が出来て鐵砲玉に次いで重要な計器を作る我々の工場でも、現在人と、木とに一番苦心して居る。即ち勞務と資材とを受持つて居るものが、最も苦心して居るので、他日生産方面で一番賞與せらるべきは勞務課員と資材課員であると信ずる。

殊に急な増産を命ぜられた工場では、勢い工場の増築が必要で、先き立つものは木材で、軍から直接配給の無い場合は、木材入手の爲に筆舌に盡せぬ苦心であるが、我々と時々之れで決戦の完遂が出来るであろうかと思はるゝ事が、一度や二度で

は無い。具體的に記述する事を遠慮して置くが、縣木とか大木とか云ふ新設役所員は、ラジオを聞き新聞を読む機會を持たぬかと思はるゝ事があまりに多い様だ。

其の結果は、五六十年も以前に使用された古柱が、一本20圓と云ふ始末で、急を要する修理など場合に依つては、金ではどうにも出来ぬ事すらあるが、もう少し時局を認識して、所謂職域奉公の誠を盡す考が何故に出ぬであらう。

先頃森川覺三氏著の「ナチス獨乙の解剖」を読んで、獨乙が如何に萬事に注意して居るかに感服して居るが、決戦下の今日、我國の官公吏、特に中級以下の者に是非讀ませ度いと思つて居る。

飛行機で有名なフォツカーの自叙傳も、此の頃讀んで見たが、さすがに前大戰には獨乙でも、收賄と役得とはかなり盛んであつた様だが、ナチスの治下では相當に嚴肅で、不心得者は精神入換所に收容して、徹底的に魂の入れ換をなし、許可や認可は3日で處理し、ガソリン配給所の小役人すら、我國では樂にし度くも無い様な、常識的處致をなすと云ふ實例が書いてあつたが、東亞の盟主も少し計り氣を付けてほし事柄が色々な方面にある。特に建築界では木材關係に一番多い様だ。

決戦下の今日、民間では當分の間、3年や5年は新築は止める事にして、軍需及準軍需充足に重點を置いて、便乗は絶體にせぬ代り、にか様な方面には縣木や大木は、手數だ面倒だと云ふ事を止めて、常識的に急速に處理する事を希望する。殊に最近耳にした事實では、1時間もあれば完全に出来得る石數の精算に、實に1ヶ月餘りの日子を要し、しかも夫れが生産擴充に必要な大切な材料であつたと聞き、眞實啞然たらざるを得ない。のみならず縣木の產地出張員などの内には、言語に絶する不都合奴が居つて、少なからず木材の搬出に不愉快極まるトラブルを起し、大切な時間と無駄な金を消費せしめて居ると云ふが、山の中でも新聞もありラジオもある今日、何故に時局の認識に心懸けぬか、又監督の地位にあるものも、何故に責任を感じないのか、誠に遺憾に絶へぬ次第である。

(筆者は、山田建築事務所主)

戦力増強の問題と關聯して、住宅の決戦型とか住生活の決戦態勢といふことが最近目立つて謂はれるやうになつた。前者は主として住宅の建設部面において、後者はその消費の部面において用ひられてゐるやうであるが、しからば住宅の決戦的性格とは、一體どのやうなことを指すのであらうか。

戦争段階の進展に呼應してすべてのものが決戦的に立て直され、また、そうならねばならぬことは當然ではあるが、人々は住宅の分野において無反省に決戦的といふ言葉を濫稱してゐる傾向がないであらうか——。住宅が決戦的であるといふことが、言葉づかひや掛聲だけの問題として取扱はれてはならない。住宅が國民の單なる消費生活の基地としてではなく、生産擴充の前提として、或は戦時生産力それ自體の問題として把握されてゐることは、如何にも住宅の戦時的性格を裏づけるものではあるが、しかし、そのこと自體が直ちに當然決戦的であるといふことにはならないし、その程度の差異によつて漠然と戦時的と呼んだり決戦的と稱へたりすることが、果して正しいと謂へるだらうか。

成る程、從來の木造建物建築統制規則による普通住宅の最大限百平方メートルの制限が今回の工作物築造統制規則によつて80平方メートルに縮減され、或は集團住宅や共同住宅その他一聯の居住用建物の建築規格が制定されて、住居建設者の自由裁量の餘地がだんだん狭められてゆくといふやうな制限強化の趨勢から、住宅の決戦的性格を結論することも出来るであらうし、また、住宅資材の節減・その代用化・労力の省略・多量速成方式の進捗等、住宅に關聯する最近の數々の出來事から其の決戦的性格を説明することも勿論間違ひではない。更にまた、昭和18年度の營團住宅がいはゆる“7坪半”

と呼ばれ、心なき一部の人々から揶揄的な別稱を贈られてゐるところの極小住宅をその大部分としてゐることも亦決戦的と謂ふに相應しいことは確かに事實である。

だがしかし、それらは何れも住宅の建設が決戦的であるといふことに止まり、一般的にいつて住宅が決戦的であるといふことにはならない。換言すれば、これから建設する住宅は決戦的であるが、現に都市建築物の絶對多數を占めるところの既存住宅は非決戦的である——現實の事態はむしろそれに近いし、その故にこその他の生活部面、例へば衣食の部面に比べて、問題の重要さの割合に社會の關心も薄く、或は局部的に止つてゐるのであるが——といふ結論をさへ生ずる。

從つて斯る建設の面のみにおいて住宅の決戦性を求むることは瞭らかに不充分であり、嚴密にいへば、決戦下の複雑な諸條件のなかで如何にしてより多くの住宅を建設するか、といふことでなく——勿論、住宅建設の重要さはいさゝかも失はれずに——如何にして國民全體の住生活を合理的ならしむるか、といふやうに問題の焦點を建設面から消費面に移すことによつて、住宅の決戦的性格を捉えるのが至當であると思ふ。

換言すれば、住宅の消費規正——建築資材の消費規正と異なる——即ち住宅の適正配分をなし遂げることによつて、はじめて住宅の決戦的性格が示現されるものであり、具體的には、國民の住水準を打ち樹てることによつて既存の住宅を最大限に活用し、或は都市居住者の再編成を斷行して生産力の昂揚に寄與すること等が即ち住宅の決戦的性格を裏づけるものでなくてはならない。

かゝる意味において、從來の住宅政策が——客觀情勢の激變にも拘らず——依然として建設主義を固執し來つたことは、瞭らかに片手落ちであつ

たと同時に足踏み的であり、決戦的政策であるとは云ひ得なかつたと思はれる。尤も、いはゆる遊休建物の徴用とか、轉廢業店舗などの轉活用等が漸く積極化しつつあつたことは事實であるけれども、その所在地域や絶對量等の制約があるために多くの効果を期待することは無理であり、所詮、局部的に決戦的であり得るに過ぎず、全體的に住宅が決戦的であるといふことには可成りの隔があつたといはねばならない。

去る第八十二議會衆議院企業整備委員會において厚生大臣は「勞務管理の隘路といはれる勞務者住宅問題は、配置轉換計畫においても特に緊急を要する問題である。これには轉換先の住宅や既存建物を出来るだけ活用して住宅難のないやうに手を打つことが肝要だが、本年度の物動計畫中において、勞務者住宅用普通鋼材や木材を確保してある」と答へてゐる（毎日新聞・東京版18.6.18）。厚生相のいはゆる既存建物の利用が如何なる程度の目論見を藏してゐるものかは固より推測し得ないところであるが、通勤距離内の居住密度が既に飽和状態に達してゐること、今回の大企業整備によつて相當大巾の人口移動集中が行はれることを想像するならば、こゝにいよいよ住宅の決戦的立て直しが實現せられねばならぬことゝならう。

しかし傳へられるところによれば、今回厚生省内に設置せられることになつた戦時緊急住宅對策委員會では、企業整備による勞務配置轉換に伴ふ住宅對策として、受入れ工場側の有する既存設備は勿論、轉廢業店舗・各種不要不急學校・料理店貸座敷・平和産業部門寄宿舍・醸造業倉庫・別荘其他大邸宅等の轉活用について格段の研究を遂げることになつてゐるといふ。同委員會今後の動向を見極めなければ分らぬけれども、若し建物最高度活用の對象を上記のものだけに限るとすれば、依然としてそれは部分的轉活用の域に止るものであつて、總括的・根本的に住宅を決戦的に振り向けるものとは云へないやうである。

しかし、一般的に住宅を決戦的ならしめるといふことは、結局國民生活の様式を決戦的に整備することを前提とするものであり、同じく今回の臨時議會衆議院豫算總會で「國民生活の最低限を確保するため私的消費を壓縮し得る限度如何」とい

ふ質問にたいして、鈴木企劃院總裁は國民の決戦的感覚昂揚を要請して「國民の戦時生活は最低限度に確保する方針である。その程度は必勝の信念によつて定まるのであつて、この見地から國民生活をみれば、「食」の上では現在の水準を維持し更に出來得べくんば増加したいと考へるが、勞務者・小兒・老人を除き他の生活部門に在つては、「衣」生活をはじめ、「住宅關係」においても尙ほ緊縮を爲し得る」と言明してゐる（毎日新聞・東京版18.6.19）。

いふところの「住宅の緊縮」とは住生活の切下げでありその簡素化を意味するものと思はれるけれども、その住生活の最低水準がどのやうなものであるかは今日までのところ別段に示されてゐない。けれども、たゞ茲に注意を要することは、いはゆる住生活の切下げは一律無反省に國民の現在の居住状態を低下せしめることであつてはならぬといふことである。一部の人々、殊に重要生産事業場を中心とする通勤距離内に在つては、住生活の切下げどころか、反對に引上げねばならぬ状態に在ることは屢々識者の指摘する通りである。

畢竟、住宅の決戦的再編成、或は住生活の緊縮とは、國民全體の住生活における上限と下限との現在における無制限なるひらきを縮めることでなくてはならぬのであつて、一方においては七坪半の極小住宅に黙々として過密の居住を營むものがあるに反して、他方においては生産の増強とは全く無關係に巨萬の財を投じて過大住宅を求め、超餘剰居住を營むものがあるといふことを、法律も道徳も認容してゐる限り、住宅の決戦的性格を一般的に肯認することは出來ない。國民の決戦感覚が斯る法律や道徳を修正するとき始めて住宅は決戦的であるといひ得るに至るのである。

とまれ「食」や「衣」の問題と異なり「住」の贅澤線と貧乏線を確定することは事實容易ではないが、最早や好むと好まざるとに拘らず現實の事態は住宅の在り方を根本的に是正して止まない。今次の戦争が國家の總力を擧げての戦ひである限り、前線の進撃に呼應して銃後の生活も亦一步前進しなければならない。住宅が個人の所有物であり、或は個人の使用物であることに變りはなくとも、所有者や使用者の恣意が強度に制約されるこ

とは當然であり、それが同時に國家的資源であり戦力の構成要素の一つとして考へられるばかりでなく、之を實現することによつて住宅の決戦的性格は明確となるのである。

上來わたくしは、住宅の決戦的性格はその建設面においてよりも、ヨリ多くこれを配分の問題として消費の面において促えることが至當であることを述べたのであるが、しからば一體いかなる機關を主體として既存住宅を最も効率的に活用せしむべきであらうか——斯うした疑問を前にして最先きに俎上に登るものが貸家組合であらう。

蓋し、都市の既存建物の絶對多數が此の組合に所屬すべきものであつて、都市居住者の再編成も住水準の引下げも、この組合の努力に俟つべきものが頗る多く、従つて決戦感覺の滲透如何の問題も實はこの組合に對してこそヨリ多く要請されるわけだからである。しかし、この組合構成の基盤をなすところの現行貸家組合法を以て、果して住宅の決戦的性格具現の要請に應へ得るであらうか。

周知の通り去る6月14日を以て貸家組合の全國の中樞機關たる貸家組合中央會が誕生したが、現在のところそれは一個の任意團體であつて法的根據をもつものではない。こゝに法的制度としての貸家組合中央會の實現を期するために現行貸家組合法の改正は必至の要請であると謂へよう。

しかし貸家組合中央會の結成を機縁として、貸家組合法の改正が要請されるといふことゝ、貸家組合法改正の要請は單に貸家組合中央會をして法的地位を取得せしむることだけに止るといふことゝは、區別して考ふべきであつて、問題となるのは中樞機關の法的性格よりも、むしろ貸家組合それ自體の機構なのであり、別の言葉で云へば、貸家組合法そのものゝ性格が現状のまゝでよいかどうかといふことである。

そもそも貸家組合法は昭和15年11月の住宅對策要綱にいはゆる“民間貸家事業の改良發達を圖り貸家の供給増加を期するため貸家組合を設立し、資材取得の斡旋・資金の貸付・家賃の統制等を行はしむる”といふ一項を具體化して、昭和16年3月7日法律第47號を以て公布、同年7月5日施行されたものであり、その目的が“組合員に對する貸家の供給を圓滑ならしめること”と“組合員の

貸家經營の適正を圖る”に在ることは同法第1條の規定する通りである。

すなはち、細微にわたる點は暫く措くとしても當初この組合法制定の趣旨が、住宅の供給を豊富ならしむるために、民間の貸家建設希望者を組織して、これに建設上の便宜を與へるとともに、貸家事業の改良發達を圖ることを主眼としたものであることは瞭かであり、このために從來の産業組合以下商業組合工業組合に至る系列の組合と同じく、組合員たる貸家企業家の利益協同體として構成されてゐるのである。

成る程、この組合法制定當時の客觀情勢からすれば、洵に時宜に則した意圖であつたに相違ないが、それがそのまゝ今日の緊迫した事態に即應するかどうかは疑問であり、建設資材逼迫の事實・あらゆる企業の性格の變貌・住宅に對する決戦的性格の要請等を睨み合すならば、遺憾ながらその結論は反對である。

本年3月末日現在における厚生省の統計によると、組合數 235 組合、組合員數 124,378人——貸家組合を除く——となつてをり、未加入家主192,231人との比率は40:60を示してゐる。斯く組合結成々績が捗々しくない理由として、強制設立・強制加入の制度を排して任意設立・任意加入を原則としてゐること、家主の大多數が二戸三戸の貸家を所有する零細家主であること、等を擧げて斯る見地から現行法の改正を希望されてゐる向が多いやうであるが、わたくしは、その根源が利益協同體たる性格、従つて共同施設機能の主眼とすることに由るものであり、一切の障害はすべてこの點より發生するものであり、具體的にいへば、法第1條の目的規定に貸家組合の國家的性格が明確に示されてゐないことに由來してゐると思ふのである。

貸家企業が零細・無反省なる高利貸的性格をもつてゐたことから、斯る家主の團體たる貸家組合に國家的性格を賦與し、現下の住宅問題を處理せしむるには餘りにも事態が切迫してゐると説く論者が無いでもない。しかし、時局の進展に遅れ勝ちな零細家主なればこそ之を指導して國家の要求する線に副はしめる要があるのであり、餘りにも事態が切迫してゐるが故にこそかゝる團體を強化

しなければならぬのであつて、わたくしは、現存のあらゆる住宅を決戦的に立て直すには、先づ以て貸家組合に俟つべきものであると考へる。

現在の貸家組合が兎かく批判の對象とされるのは、その存立の基盤たる現行貸家組合法が現下の事態に即應しないことから生ずるものであり、貸家組合を批判する前に、貸家組合法自体を批判すべきだと思ふ。すなはち、現行貸家組合法を根本的に改めることによつて貸家組合を再編成し、これによつて國民全般の住生活革新の實を擧げることが住宅を決戦的ならしむる所以であると思ふ。そのためには中樞機關の指導力の點も勿論問題となるが、(1) 利益協同體的性格を清算すること、(2) 強制設立・強制加入乃至當然加入制とすること、(3) 貸家所有者のみならず廣く住宅所有者を以て構成すること、(4) 經營統制機關たるに止まらず住生活の指導機關とすること、等が差し當つて必要であらう。

現行貸家組合法制定の當初においては、民間に散在する企業家の資本を結集して住宅を建設する餘地があつたかも知れぬが、現在においては斯る企圖は殆んどこれを拋棄せざるを得ない事態に立ち至つてをり、建設以外の方法によつてこれと同様の目的を達しななければならない。それは既存の住宅が何人が個人の所有に係り、或は使用に係るものであると共に、現下の至上命令たる生産擴充資源として最も有効に活用することに歸着するのであるが、そのためには、住宅を所有することによつて國家目的を達成し、また達成するための組織であることを明確に示さねばならない。かゝる見地においてのみこの團體への修繕用資材その他の資材配給の必要性が首肯し得られるのである。しかるに現行法の下にあつては、斯かる國家的性格を缺如するばかりか、反對に、修繕資材の割當その他個人的利益を目途として組合の設立加入を促すといふ仕組になつてゐるために、一旦、配給資材が缺乏したり、家賃値上の希望が達せられないことが明瞭となれば、茲に或は組合脱退者を生じ、或は組合の活動は停止するに至るといふ危険をさへ胎んでゐる。

貸家組合法が設立命令・強制加入或は當然加入の制度を採用しなかつたのは、當時の見透しとし

て相當資材の出廻りが豫想され、この資材配給の關係から其の設立・加入が期待せられたばかりでなく、組合未加入者に對しても行政官廳は必要に應じて組合の統制に従ふべき旨の命令を出し得るといふ仕組によつて、一應全部の目的を達し得ると考へられたことに由るものであらうが、而も尙ほ斯る考へ方の根底には“組合員の利益”といふことを第一義としてゐることを看過し得ないのである。勿論、組合員の利益團體たることに終始一貫してゐるわけではなく、統制團體的機能の點を全く無視することは出来ないけれども、その色彩は比較的薄いし、現在までの組合結成の實績と組合活動の経過によつて推測するならば、斯る曖昧なる性格を揚棄して、此の機構を通じて直ちに國家に奉公すべきことを直截端的に表示するを以て遙かに勝れりとするものであり、斯くしてこそ強制設立・強制加入の可能性も、その必要性も明瞭となるのである。

貸家組合が單なる貸家企業家の團體乃至利益團體としてではなく、強度の國家的性格を有つ住生活の指導團體として再出發するに當つては、その構成員を“貸家”所有者に限定する要はないし、従つて“貸家組合”といふ名稱も亦事實から遊離したものとなるが、これらの點についてはまた別の機會に検討したい。

畢竟、現下の住宅問題の焦點はその建設や經營と並行して、既存住宅の最高度利用・國民全體の住生活の革新といふことに併せ置かれねばならぬのであり、貸家組合の使命も亦この線に沿つて検討すべきである。現行貸家組合法の下に在つては各都市において多數を占める既存住宅をしてその決戦的性格を發揮せしむることは容易ではない。假りに現行法の下において貸家組合がその所屬の住宅を決戦的に振り向け、職域奉公的活動を完遂したとしても、それは現行組織それ自体のなかゝら生ずる當然の結果ではなくして、實は組合の首腦者たちの・或は構成員の特別なる努力の結果に外ならぬと云ひ得よう。努力は勿論必要である。だがしかし、國民の住宅を決戦的に立て直すには先づ以て貸家組合それ自体を決戦的機構に編成しなければならぬ。(18. 7. 10)

(筆者は 不動産經濟研究所長)

業界の整備統合

土木建築業界も、何時までも此のままで行く筈がなく、その整備統合の時期が近く迫つてきたやうに感ずる。昨年と本年にかけて2回、各業者の過去3ヶ年間に於ける實績の調査が行はれ、或る程度の準備も整へられて居るらしい。資本金10萬圓以上、過去3ヶ年間の業績平均、毎年50萬圓以上といったやうなところが標準となるやの噂も聞くが、果して奈何だか、その邊全く不明である。年平均50萬圓といふと相當な額のやうにも感ぜられるが、工費が以前の三倍或はそれ以上にも騰貴して居る現在にあつては、此の程度が標準となるのが至當かも知れない。

既に昨年企業許可令が出て、合同以外に新規の營業は全然不許可の方針を採られてゐるやうだから、以來業者の數は絶対に増えて居らぬ筈だ。寧ろ資材や勞力難のために、注文は有つても思ふやうに仕事が運ばぬといふので、何れは整備統合を豫想して、ぼつぼつ廢業する向も少なくないやに聞く。合同して新らしく株式組織か何かで堂々と出發して行く見込もなく、それでゐて一面ふるひ落さることは確實といったやうな群少業者は、此の際思ひ切つて自發的に廢業し、いち早く新規更生の道を講ずるのが一層利功かも知れない。兎に角、土木建築業界に、一抹不安の空氣が至る所にただよつて居るのは事實だ。

吾人技術人の立場から觀ると、土木や建築工事に大中小が有る如く、業者に大中小のあるのは自然の形だと思はれる。こさこさしたつづくり普請や、簡単な模様換工事のやうなものを、まさか、資本金何百萬圓といふやうな大會社に持つて行けぬのは明らかだ。業界が或る水準線で區切られてそれ以上のもののみが残るとなると、悻、奈何なるであらうか。かうしたつづくり普請や模様換工

事の仕末にも困り切るやうな結果になりさうに想像せられる。木材が統制せられて、僅か貫一丁でも容易に手廻り兼ねる結果となつてゐる事實に思ひ合せると、如上の想像は、單なる一片の杞憂に過ぎぬと、あつさり片付ける譯には行かぬ事となる。當局者に對して、特にその邊の用意を是非考へて欲しいと思ふ。

聞くところに依ると、大工工業組合の成立と共に、上記のやうな小額な仕事に對して、大工業者に其の請負をも認めるのだといったやうな説もあるが、これが若し事實とすると、よし工費の上ではつきり區別はつくと言ふものの、大工業と請負業の混同する結果を招來して、業界の整備統合の實があがらぬやうに思はれる。これでは、一方で業者の數は思ひ切つて在來の五分の一或は十分の一にも減少したとしても、一方で形を變へて増えるやうなことになりさうだ。それでは何にもならない。

何れの分野にあつても、整備統合の難かしいのは言ふ迄もないが、殊に土木建築業界のやうな多面角的で、土地の狀況に依つて著しく事情を異にするものに就ては、特別の考慮が必要である。たゞ單に、過去3ヶ年間の年平均實績位で、その標準が決められたのでは奈何かと思ふ。土地の事情についても充分に調査をとげ、必らずしも業體の大小といったことのみに拘泥しないで、よくその實情に即した整備統合がやつて欲しいと思ふ。決してお役人を信頼せぬ譯ではないが、お役人任せでは本當のものは出來さうに思はれない。これには是非とも業界指導の位置にあり、又、業界の實情を最もよく知つて居る筈の人達が、充分に調査も行ひ、研究をも重ねて、國家社會のため悔を百年の後にのこさぬ様に、當局に進言すべきものは委曲具申し、その處置を誤らぬやう願ひたいも

のである。

國民住宅の問題

近著田邊平學博士の獨伊紀行文を拜見すると、戦事下にあつて衣と食の問題は、獨伊に比べて吾が國は決してひけをとらぬ實情にあるが、獨り住の問題については、頭から比べものにならぬ程低劣だと慨いて居られた。この事實は、必らずしも田邊博士を煩はさなくとも、筆者らの常に想像して遺憾に思つて居たところである。

勿論、博士が獨伊を見學されたのは一昨年のことらしいから、その後の獨伊戦線の擴大とともにかうした建設方面の實状も、餘程變つて來て居る筈では有るが、何れにせよ住の面については、彼我著しい逕庭のあるのは事實だ。國情が全く違つて居るのだからと、之れを一言に片付けてしまへば或はそれ迄かも知れぬが、國民生活の上に最も大切な住の一面に、斯様に大きな開きのある事實を、吾人技術に携はるものとしても、ほんやり聞き捨てに、ああ左様ですかではすまぬやうな感がある。

全體吾が國では、住に對する關心が、當局は勿論、一般國民の上にも、多年に亘つて啓發されなかつたうらみがある。吾々は、筆や口や、又之れら實物についての啓蒙に出来るだけの努力はして來たつもりであるが、遺憾ながらその力弱く、思つたやうな實蹟はあがつて居らない。今に及んでこんなくり言をいつてみても何にもならぬ譯ではあるが、今少こし早く當局や一般が、國民住宅問題に眼ざめて居たならばと感ぜられて、返へすがへすも残念である。都市防火の問題についても、全く同様の事が言へる譯であるが、それは問題外として爰では言及せぬことにする。

正直なところ、當局が、國民住宅の問題にやや眞剣に手をつけ始めたのは、やつと住宅營團の設置以來だと言つてよい。どしどし後方から押し詰められて、もう、につちもさつちも行かなくなり、やつと思ひ切つて實現せられたのが營團だ。出來ぬよりは出來た方がよいのは勿論であるが、その出來方が餘りにも遅いのである。當局の頭が此の状態であるから、民間の企業者や資本家の間にあ

つても、工場は建設しても、その工場の勞務者を如何に住はせるかの、先づ第一に考へられねばならぬ問題を、てんで考へやうとはしなかつたのである。吾々が工場を建設する前に、先ず勞務者の健全な住宅から計畫してかからねばならぬ等と進言しても、頭で對手にして呉れなかつたのが事業界の實情であつたのだ。吾々多少とも、さういふ方面に早くから關心を持つて居たものとしては、只止むを得ぬだけでは、奈何も納りさうにない感がある。

くり言はこれ位にして、さて住宅營團の實蹟は奈何か。この超非常時下にあつて多數小住宅の建設は、仲々容易の業でないのは明らかだ。敷地難、資材難、勞務難、豫算難と、どちらを向いてみても御難ばかりで、こればかりは差當り奈何することも出来ない。机上の計畫だけならば、どうにも思つたやうに出来るが、是れが實現となると現在種々なる困難に遭遇し、到底豫定の通りに進工せぬのは當然だ。誰れがやつてもおそらく結果は同じであらうと思ふ。

營團建設の住宅が、如何にもお粗末だと批難する聲を近頃度々耳にする。この批難は或は事實に該當するかも知れぬが、これも考へ様によつては批難する方に寧ろ無理があるかも知れない。小住宅の建設は、今日にあつては、質の問題よりも一層敷の問題が主で、勢ひ工事の出來榮えは拙速ならざるを得ぬのである。つとめて宜いものを迅速に供給されれば其れにこしたことは無いが、事情左様は行かぬのが當然だ。殊に豫算の拘束があつて、その困難を倍加してゐると言つてよいのである。批難する方が無理だ。

筆者は多忙のために、未だ住宅營團で建設された小住宅を、ゆつくり見學する機會に浴して居らない。したがつて其の計畫や實物の出來榮えについては、何等批評がましいことを言ふだけの資料を持合せて居らぬのである。よいも悪いも批判の限りでなく、寧ろ營團の技術員諸君が懸命の勞力を以て、その促進に精進して居られることを思ひひたすら敬意を表する他はないのである。

只ここに一言附記したいのは、最近、ほんの通りかかりの序に、或る土地の營團建設の小住宅群を望見しての所感である。筆者の望見したのは、

比較的大きい方の、全部一戸建て、土地附の長期年賦賣のものらしく見受けられたが、それにしては、今少し考へやうが有りさうに直感せられたのである。建物の型が幾種かに限られてゐるといふ點もあると思ふが、餘りに單調で、奈何見直して見ても、從來特種の官廳や工場附屬の社宅以上の好感が持てなかつたのである。一戸の敷地が三、四十坪はあるらしく、價格の點からこれ以上の餘地を望むのは無理であることは充分解つて居るが、こう譯もなく劃一的に併べられたのでは、仕事の上からは樂かも知れぬが、第一配置の點で、今少し考へやうが有つた筈だと痛感した。

街路計畫にも異議がある。一戸當りの空地は兎に角として、200戸乃至800戸とまとまつたところでは、所々に息抜きの共用空地が是非あつて欲しいことが思はれた。づつと計畫全體を見渡してうけるのは、只もう息詰るやうな感じの他はない。これは小住宅群の集團計畫として、決して當を得たものでないのは明らかなだ。

計畫に中心がないといふやうなことも感じられた。自然に發生し、發展した村々の實際にみても必らずその中心とも見る可き何物かがあつて、是れが全體を自らまとめる形となつてゐるのが常だ。集團住宅の建設は、いはば一つの新しい村の創設だと觀る可きであつて、そこに色々と考へられねばならぬ問題がある。どんなものを建てても、住み手は次々押しかけて來るのだから、何でも速いに越したことはないと言ふのでは、決して仕事に親切なものとは言へない。

縁側が少なく濡縁の多いのも、坪數の制限から止むを得ぬであらうが、廊の少ないのと共に、郊外の風雨の多いところでは、雨水の吐きつけに困りはせぬかと思ふ。外觀の點からみても面白くないのは勿論だ。

婦人服の更生

婦人のモンペ姿がめつきり増えた。最初は止むを得ずはいて居たやうだが、さて慣れてみると、此の方が意外に便利なところから、近來は常用してゐる婦人も相當にあるらしい。夏向きでなくあつくて、炎暑には裾の開いた洋袴のやうな涼しさ

はないかも知れぬが、活動にはこの方が遙かに優れて見へるやうだ。

裂地や仕立に就ても、最初はほんの間に合せて百人百色、モンペをつけた婦人の姿に餘り好感の持てるのは尠なかつたが、昨今は必らずしも左様ではない。特に撰擇された裂地を用ひ、仕立にも特別の工夫を凝らされてゐるやうなものも多く見受ける。追々と板に乗つて來たといふ可きで、多年の懸案である婦人装の改良も、或はかういふところから落着くところへ落着くのではないかと思はれる。左様なればまことに結構だ。

衣と食の問題を別にして、住の問題のみを切り離して考へ得ぬのはいふ迄もない。外に働らく男子は兎に角として、終日家に在つて家事につとめる婦人の服装が、百年前も今日も同じやうでは、いくら考へても、住居の更新の行ひ得ぬのは當然だ。住居の改善は先ず婦人服からといつても決して過言ではないのである。男子の國民服に相當するやうな考案も色々現はれて居るらしいが、何れも五十歩百歩で、とりわけ優れた、是れならばといふやうなものは未だ創案されぬやうだ。

男子の國民服にしても、決して申分が無いとは言へない。冬向であつて夏向ではない。でも近頃は着用者が追々と増えて來たやうだ。筆者の如きも、最初は頭から問題にしなかつたが、時局の浪に押し詰められて止むを得ず着用してみると、思つたよりは便利で萬事都合がよい。どうやら國民服黨になりさうだ。此年のやうに、盛暑中は上衣なしで差支へなしと言ふことになれば、是れで充分押し通して行けるであらう。

由來、長い傳統の上に立つ衣や食や住の革新問題は、たゞ理屈だけでは奈何にもならぬことは明らかなだ。必要に迫られて、初めて落着くところへ落着くものと考へる。それには相當の期間を要する。現在の如き時局にあつても、尙ほ舊態維持に汲々として居るが如き風の見へるのは、未だ々々吾が國民生活に、それだけ餘裕があるからだとも言へるので、寧ろ結構な話だと言つてよい。併しこの大戦争が急に納まるやうなことは到底考へられぬ事實であり、よしそんなことが有つたとしても、それは一時的の少康を得たといふだけで、永久的の平和の來るまでは、再びまた戦はねばなら

のは明瞭だ。そんな一時的少康などは、來ぬ方がよいのである。吾々は50年、100年と戦ひ抜くだけの強い覺悟を持つて、戦時下に於ける國民生活、即ち衣食住の更生保持を心掛けねばならぬ。國民一般は、時局を認識してゐるやうではあるが筆者の觀るところでは、まだまだその深刻味を缺いで居りはせぬかと思ふ。案外呑氣だ。殊に婦人にありて然りだと言ひ度い。婦人の力が國力を支配すると言つても宜いのであるから、層一層の自覺を熱望して止まぬ次第である。



住宅建築家の 「しごと」は無くなる

青山正義

住宅の戦時標準規格が制定せられた。いよいよ建築家は建築家らしい「しごと」が無くなるだろう

うと心配する。もしもそう云ふ意味の「しごと」を希望するなれば、總ての建築に於て、我々はすでに數年前よりその希望を放棄してゐなければならぬ筈である。建築家らしい「しごと」の概念は、それが建築家の唯一の方向だと確信すればする程、當然戦時の社會的な存在であり得ることは出来ない。あつてはならない。逆説的には、建築家よりも、建築が一足先に國家に直接的なのだと云ふことでもあらう。

建築家らしいと云ふことは、すでに歴史的な一つの感傷に過ぎなくなつた。新し建築家らしさが生れるまでは。

又建築が力學的、物質的構造體である爲には、勿論自然科學的技術が必要である。併し住宅建築家が規格住宅の建設にあつて、個々の住宅に彼等の技術を使用することは、例へば既成技術を總動員し得たとしても、結局大工の經驗技術に簡単に敗北するに過ぎないであらう。

標準規格住宅は、それが規格である以上、本質的に個々の住宅に於て解決さるべき技術の提供してはならないからである。この故に標準規格は構造的に最も單純な然るも容易なる性質をもつ。今日標準規格が資材勞力の節約、工法の統一、工事費の低廉、大量生産等々の利點を齎すことの、より重要な必要は、住宅が住居者を通して國家の重要生産そのものに直接連がると云ふことである。是れ等の事を建築家が肯定する限り標準規格を遵奉せざるを得ないであらう。そして自家製技術の住宅建築家は、彼等の技術ジャンルから自己の手に依つて追放せられる。

此様にして「住宅建築家の「しごと」は正に無くなる」ことになる。

だが我々は此處に一つの疑問を發見する。住宅は何んと多くの問題を提出して來たことか。そして又多くの問題を未來に投げ掛けてゐる様に見へることか。然るに建築家は、ただ建てるものである。建てられ、又は建てられることに依つて生ずる人間の——社會の問題は別の仕事だと何故言ひ切らねばならぬのであらうか。

建設が常に正しくあることの證明は、建設によつて發生する幾多の問題の一つ一つの解答でなければならぬ。現在の建築は戦時の一時的現象とみ

なす。もとより戦後の建設が戦時と同一である必要はない、が、だから戦後の建設は現在を素通して論究されて良いと云ふ理由は成立しない。未来のみを過去から直接連続せしめて、現在を一つの暫定的な現象として採りあげようとする人々の思念のなかには、重大なる反省を必要とする信仰が内蔵されてゐる。建築家が眞の創造者として未来に生きるためには、歴史の實在を肯定し得ずして果して可能であり得るだらうか。現實に眞正面より執りつき得ないエゴイストより、新しい日本の建設が成熟されるとするならば、それは偶然以外に豫想する事は出来ない。

今日建築が、建設であるとか、防備であるとか分けられることすら、すでに不自然である。住宅が生活の容器だと云ふことも、生活が國家的意味に理解されることに依つて始めて意味を生ずるのである。そして住宅建築家の「しごと」はそれらの意味の中に無限の發展を豫約されるであらう。

「唯建築主義」のみに誠實を披瀝した住宅建築家は、すでに彼等の必要な役目を終了した。國民的、人間的倫理性をさへ要求せられる綜合技術家が彼等の後に續かねばならない。

例へば、住宅の共同施設と云へるものでも、生活の簡易化とか、どんな方法で爲されねばならぬとか、此様な設備が必要だとか等々の一見科學的な一貫は空疎な形式を強要して見たところで、住居者にとっては、單なる一つの物語りに過ぎないであらう。その不可能な原因が一方的に彼等の唾棄すべき因襲的な家族主義か、個人主科か、の罪にのみ歸せられるならば、建築家自身の思惟は一層家族主義的であり、個人主義的である。もしも生活の上に於ける共同的行動と云ふ點に關してのみならば、建築家よりむしろ彼等は超かに全體主義的である。生活の裡に、一層本態的な而も確實な叡智をもつ彼等が、共同生活の利點に鈍感であり得る筈はない。鈍感であり得なければならぬ生活の條件の裏側に、建築家の共同施設の探究は、始めて展開されねばならぬ。そして條件には理解する側にも必然的に廣義の條件を必要とする。

此様に單にありふれた一つの具體的な例を採り上げることによつても、住宅建築家の「しごと」が如何に豊富な未來を約束せられてゐるか想像し

得よう。

住宅建築家の失業は妄想である。

併し尙住宅の建設は戦争の苛烈化と共に局限制約されるであらう。建設が皆無になつたとき、住宅建築家の「しごと」は最も忙しく、最も良心的な行動を必要とする。住宅に奥して、政治が必要に先行する時が必ず来るであらう。

我々は新しき期待し覺悔をもつて、自己を深く省みると同時に、来るべき現實の彼方を凝視し續けねばならぬと思ふ。

(筆者は 住宅營團大阪支所建設部勤務)

「紫烟室」原稿募集!!

大東亞戦争勃發以來1年有半、

戦局はまさに悽愴を極めるの秋

「紫烟室」も一層時局に即應せ

る建築關係の隨筆を擴く募集致

します、會員諸賢は奮つて御投

稿下さい。

大阪市、中之島、朝日ビル

社団法人 日本建築協會

編輯部

時 報

恒 岡 俊 行

戦時建築規格（集團住宅、共同住宅、工員宿舍及び移住農家）に就て、――

昭和18年4月1日臨時日本標準規格第346號として居住用建物の大綱が公布せられたが、此れ丈では其の内容が多分に抽象的であるため、戦時規格制定の使用を充分に果し得ないので、更に用途別に細部規格が制定せられ、近く遂次公布の運びとなつてゐる。即ち居住用建物第4章就寢に供し得る居室に引續き第5章集團住宅、第6章共同住宅第7章工員宿舍、第8章移住農家が立案せられて居り、集團住宅の部は既に成案が得られてゐる。此等の案の概要を摘記すれば次の如くである。

集團住宅

第4章就寢に供し得る居室に於て居室數の最少限を規定する一覧表が示されてゐるが、此の内集團住宅として適當な規模のものを抽出してゐる。

集團住宅とは普通住宅を一團の土地に集團的に建設するものを謂ひ、此れに對し次の諸項目に付標準を設けてゐる。

建築敷地面積の總團地面積に對する比率

集團住宅の東西及び南北方向の隣棟間隔（1級地、2級地別に）

集團住宅の矩計寸法

集團住宅の構造及び外部仕上げ

集團住宅の内部仕上げ

集團住宅の設備（照明、給排水、便所に付）

共同施設の規模（兒童遊園、入浴施設、日用品配給施設、防火貯水槽、共同炊事調理場に付）

共同住宅

第3章建物の規模に於て共同住宅1世帯當りの床面積を $15\text{m}^2\sim 28\text{m}^2$ とすること及び1人當りの床面積を 10m^2 以下とすることが定められたが、更に詳細に亘つて次の諸項目に付規格が定められやうとしてゐる。

獨身者用及び世帯用の平面形式（標準平面圖）

共同住宅の施設の標準（便所、炊事場、洗面洗濯所に付）

共同住宅の矩計寸法

共同住宅の構造及び内外部仕上げ

共同住宅の設備（照明、給排水、炊事、便所に付）

工員宿舍

第8章建物の規模に於て1人當りの床面積を 10m^2 以下とすること及び第4章就寢に供し得る居室に於て1人當りの就寢面積 2.5m^2 以上とすることが定められたが、此れも亦細部規格が設けられやうとしてゐる。其の要目は次の通りである。

茲に工員宿舍とは、勞務者を收容する寄宿舎を謂ふ。

寮舎1棟當りの收容定員

寮舎1室當りの收容定員

收容定員1人當りの宿舍床面積（規模別）

寮舎の形式（規模別）

寮舎に附屬する便所及び洗面洗濯所の標準（規模別）

寮舎と附屬部分との面積比率（規模別）

工員宿舍の矩計寸法

工員宿舍の寮舎の構造及び内外部仕上げ

建物の設備（照明、給水、便所、炊爨及浴場に付）

移住農家

これは普通住宅ではなく、本規格外の用途のものであるが、關係が密接であるので特に1章を設けやうとするものである。

移住農家とは農地開發其の他の目的により、計畫的に移住する農家の用に供する住宅を謂ひ、此れに對し次の諸項目に付規格を設けやうとしてゐる。

移住農家の形式

移住農家の1戸當りの總床面積及び規模別種類稱呼

移住農家の就寢に供し得る居室の床面積の合計の總床面積に對する比率及び就寢に供し得る居室の最低限

移住農家の作業に供し得る部分の床面積

此等規格の寸法及び數量は戦時下の要求に基き最少限度に止めてゐるが、他方居住用建物の質の確保と云ふ見地から出来る限り考慮が拂はれてゐる。構造、仕上げの標準に就ても同様である。



藤 原 宮 趾

飛 鳥 路

繪 文 辰 巳 孝 雄

昨年6月會勢幹事會の催しとして、映畫『大和』を觀賞した直後の日曜日(6月21日)、北島霞江先生現地講演のもとに『萬葉飛鳥史蹟見學會』に参加して記憶未だ新しい私が、丁度一週年振の6月27日再び飛鳥路を訪ねる機會を得た。

— 飛 鳥 路 —

△ 三山近く旅行けば

國原晴れて飛鳥路の
神さび聳ゆ青山に
千古の香身にしみる。

△ 本樂師寺の趾に咲く

白い草葉も古の
残る礎石^{いしすゑ}とけむして
七堂伽藍の日が戀し。

△ 大極殿の趾とへば

四至の山々緑して
古歌のおしへに大宮の
花咲く春の日がうかぶ。

△ 最古の佛寺に史をきけば

豊浦^{とよら}の里に小鳥なく
小池の面の『なんば』池
すたれてうつる向原寺^{むくはら}。

△ 雷丘^{いかづちおか}の森近く

古京の路をとぼ行けば
甘樫橋^{あまかし}のせゝらぎに
淵瀬が歌ふ飛鳥川。

△ 石葺固^{いしぶき}き村里の

眞神原^{まがはら}にそよ吹けば
遠い京師^{みやこ}のさゝやきが
みそらに散りて流れ来る。

△ 丈六像^{じやうろく}の大佛に

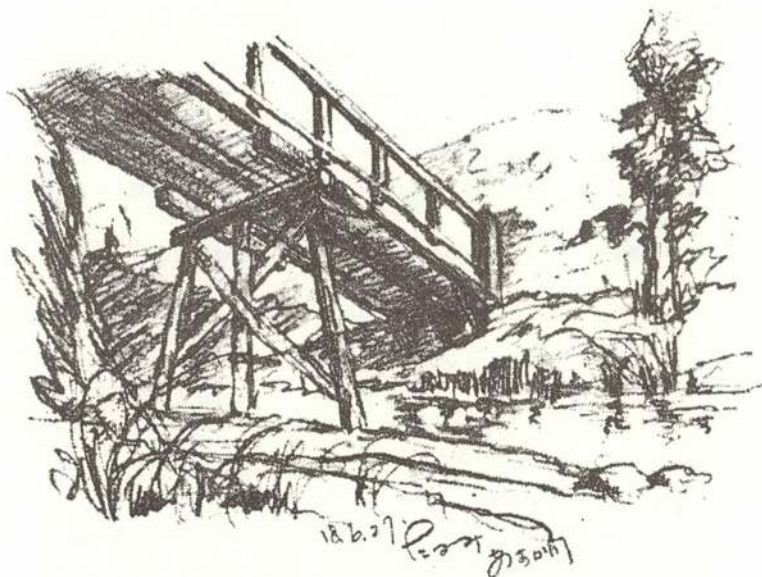
千古の面を拜すれば
かすかに笑ふ頬の邊に



飛 鳥 寺

- 遠い飛鳥の日がめぐる。
- △ 千歳の春が廻るとも
小高き丘に永久の
酒槽石の岩に鳴く
ふるさと愛し明日香鳥。
- △ 『岡』の村里あつぎれば
古墳の石の重ね合ふ

- いつれの墓か知らねども
山なす室の石舞臺。
- △ 橋寺の山門に
いたづら子等の歸りゐて
夕映遠く鐘の音に
飛鳥の丘は暮れて行く。
(筆者は 大阪鐵道局建築士)



甘 樫 橋



名譽の戦死者

會 員

陸軍伍長 岩田愛吉君

君は大正2年9月大阪市西區阿波座下通に生る。

昭和5年3月西野田職工學校建築科を卒業、翌6年杉田材木店に就職したりしが、將來建築界に勇飛する目的の爲廣く先輩知己の教を乞ふべく希望を抱きて、昭和15年7月本會に入會し大に期する所ありし由なるが、同年同月召されて名譽の軍人となり、大東亞戰爭に参加爾來廣東に比島に或は〇〇方面にて轉戦奮闘したりしが、天壽君に幸せず遂に18年1月7日陸軍伍長を最後とし南海方面に於て敵華護國の鬼と化す、誠に惜むべし。君本來の目的を達せずと雖も大東亞建設の尊き礎石となり、靖國の神に祀らる亦以て瞑すべき乎。本會謹而其忠靈に香花を供へ感謝の念を捧げたり。

茲に戦場よりの近影を掲げ冥福を祈り厚く敬弔の意を表す。

常務會 (第13回)

時 7月5日午後6時—7時20分
所 集會室
出席者 理事 松本副會長
常務 佐藤主記、中西主記
叢中主記、松久保主計 大下編輯、小林編輯

議 事

1. 8月例會に關する件
2. 18年度建築法規定價に關する件
3. 大政翼賛會大阪府支部長より大阪文化協力會に入會方勧誘の件
4. 會員詮衡

報 告

1. 第7回兩會協議會經過報告
2. 建築學會より住宅用語に關する件報告
3. 18年度第1回會計檢査終了報告
4. 除隊入營報告

常務會 (第14回)

時 7月19日午後5時30分—7時30分

所 陳列場

出席者 理事 竹腰副會長
常務 中西主記、小林主計
松久保主計、伊藤編輯、大下編輯、小林編輯

議 事

1. 會員戦死に付弔慰金贈供の件
2. 法規發行に關する件
3. 事務室移轉に關する件
4. 實業教育振興中央會より申越しの件
5. 囑託辨護士謝禮の件
6. 事務員辭職願出の件
7. 會員詮衡

報 告

1. 6月分會計報告
2. 日本建築士會より設計監理業務に關する印刷物送附の件
3. 田征除隊報告

材料委員會 (第8回)

時 7月12日午後6時—8時
所 集會室

出席者 幹事 道田

委員 棚、竹内、竹中、前野、松久保、橋本

1. 木材品等規格中板の部改正原案決定

材料委員會 (第9回)

時 7月24日午後6時30分—8時
所 集會室
出席者 幹事 道田
委員 棚、前野、松久保

1. 木材品等規格中掘角の部改正原案決定

構造防災委員會 (第3回)

時 7月16日午後6時—7時
所 集會室
出席者 委員長 渡部
幹事 淺野、黒田、水原

1. 木構造に關し臨時委員委囑の件

工事請負規程調查委員會

(第2回)

時 7月12日午後2時30分—4時30分
所 集會室

出席者 委員長 松久保

委員 石川、西澤

1. 委員長東京に於ける四會聯合協議會の経過報告後協議會案につき検討す

編輯幹事會(第8回)

時 7月26日午後6時~8時

所 集會室

出席者 幹事長 小林

常務 錦田

幹事 小川、宮崎、山口

議事

1. 8月號原稿蒐集狀況報告の件
1. 大學都市計畫展圖面選定の件
1. 9月號執筆者諾・否に關する報告の件
1. 10月號原稿依頼先に關する件

住宅委員會(第6回)

時 7月22日午後8時—8時40分

所 集會室

出席者 委員長 矢田

幹事 岡本

委員 西田、河合

議事

1. 住宅見學案の件
1. 住宅讀本の件

建築家必携刊行幹事會

(第2回)

時 7月30日午後5時10分—7時40分

所 集會室

出席者 主査 池田

幹事 大下、久良知、河合

小西

議事

1. 「建築家必携」執筆依頼先諾、否検討の件
1. 「要目案」プリントの件
1. 各幹事擔當執筆の件

會員動靜

入會

會員

中尾 肇君 北區黑崎町50(安全
索道株式會社)

長谷川達吉君 東淀川區十三東之町
1の17(合資會社矢
橋大理石商店)

地方會員

石田 收君 鹿兒島縣始良郡東國
分村(佐世保海軍建
築部)

副田 紫波君 鹿兒島縣始良郡東國
分村(佐。海。建)

中島 忠繼君 鹿兒島縣始良郡東國
分村(佐世保海軍建
築部)

野馬喜久男君 鹿兒島縣始良郡東國
分村(佐世保海軍建
築部)

戸塚 勝司君 京城府中區水標町36
(建築事務所自營)

普通贊助員

中津 茂君 西宮市眞砂町12東洋
製鋼株式會社營繕係
內(東洋製鋼株式會
社營繕係)

森永禮次君 西淀川區野里町1114
(株式會社中前組)

八木 眞一君 尼崎市水堂松本 73
(日立造船株式會社
櫻島造船所鐵裝課)

退會

會員

足立 勝君 井筒吉兵衛君

齋藤春吉君 土井秀雄君

原田武雄君 宮澤由彥君

森 久一君 平原國雄君

地方會員

小松郁雄君 飯塚 守君

稻生秀三君

普通贊助員

松浪 道雄君

轉居・轉勤

會員

船木一郎君 橫濱市中區山下町75
住宅營團橫濱支所設
計部工務第二課

秋田 敏夫君 香川縣大川郡三本松
町東洋紡織社宅

大島 新一君 京都市右京區嵯峨大
門町33

相良 文彌君 濱松市鳴江町1441東
紡社宅 3

前田 善增君 吳市海岸通 8 淺沼
組出張所

蘭部 廣一君 吳市廣町長濱 原田
常光方

大串不二雄君 橫濱市港北區篠原町
富士塚2109

山下源太郎君 京都市上京區小山上
花ノ木町 藤井順之
助殿方

岡田 令治君 (勤務先) 山口縣下
松市役所營繕係

小川 俊郎君 廣島市猿樂町58 清
水組出張所內

杉本 美夫君 金澤市泉昭和町72
古谷殿方

高橋喜平太君 北區堂島中 1の29
奈良崎二彦君 吳市吾妻町 2 吳海
軍建築部宿舍

柴田 四郎君 東京市牛込區市ヶ谷
加賀町2の2

落合 勇一君 宮崎市城ヶ崎町
城本 岩雄君 滿洲國吉林省朝陽區
大和町大馬路190の1
大林組吉林出張所氣
付

田野岡 稔君 廣島市向洋本町樋屋
ヨシノ殿方 (勤務
先) 日本製鋼所廣島
製作所內清水組作業
所內

山路 充晴君 神戸市湊區楠町 3の
7

遠藤 司君 天王寺區生玉前町94

吉村 幾藏君 長崎市駒場町2の26
 建部幸一郎君 兵庫縣揖保郡網干町
 新在家幸町1299
 水原大造君 彦根市芹櫛11の8
 並木長吉君 高知縣吾川郡伊野町
 清水組作業所内
 竹中練一君 神戸市葺合區熊内町
 6の2の3
 西川武四郎君 旭區新森小路中3の
 79
 森定幹夫君 天王寺區上汐町5の
 36
 會津松藏君 神戸市葺合區八幡通
 5の131
 芦田喜一君 東京市澁谷區原宿1
 の89
 富田 宏君 生野區腹見町2の20
 吉田百合子殿方
 久保末雄君 高槻市上田部228
 杉岡富夫君 香川縣善通寺町南町
 580
 小林詳光君 西成區東野田町10柏
 原組柏原方
 吉岡嗣郎君 尼崎市西本町7の273
 山上進三君 旭區大宮西之町6の
 189
 松本喜三郎君 釜山府寶水町1の14
 5 三菱商事寶水町社
 宅新染工事場大林組
 釜山詰所
 加藤熊雄君 横濱市港北區篠原町
 2.205
 山下源太郎君 京都市上京區榮野西
 御所田町42清水國之
 助殿方
 吉本濤渡君 東北郡高石町羽衣
 873
 大井弘次郎君 豊能郡箕面村字牧落
 388の1
地方會員
 須崎幸次君 安東浪頭區濱江街第
 4號東洋紡績株式會
 社安東工場
 藤田靜雄君 神戸市神戸區山本通
 4の123の2
 酒井勝治君 横須賀市稻岡町横須

賀海軍建築部A地後
 方係
 倉持省三君 池田市西市場35の1
 黒田知好君 朝鮮慶尙南道鐵海邑
 鐵海海軍建築部第二
 宿舍
 伊勢村四郎君 兵庫縣武庫郡御影町
 字篠坪1392
 星野一雄君 上海北四川路在上海
 大日本帝國大使館事
 務所交通課經濟部
 吉澤喜好君 豐中市新免322
 西川正一君 青森縣下北郡大湊町
 字曾根K現場建築係
 事務所
 倉岡重雄君 名古屋市港區佐野町
 1の29
 藤井良三君 廣島市段原日之出町
 508
 手島辰秀君 光市光井株式會社清
 水組出張所
 矢野藤一君 岡山市門田本町357
 (勤務先)岡山市海
 岸通2の2汽車製造
 會社岡山工場
 永井佐藏君 愛知縣海邊郡津島町
 本町1(勤務先)愛
 知縣海邊郡佐織町町
 方新田彦作堤内50東
 洋紡績株式會社津島
 工場
 井崎梁次君 和歌山市玉藻町2の5
 大鶴 壽君 北海道上磯郡札刈村
 西村伊勢治殿方
特別贊助員
 高津壯太郎君 張家口大日本帝國大
 使館文化部キ付
 高木 登君 北區會根崎上2の61
 合資會社東洋工材社
 山下忠一君 南區久左衛門町28株
 式會社山崎組内
普通贊助員
 竹川省三君 京都府福知山市小谷
 ヶ丘
 山本 勇君 神戸市林田區腕塚町

8の102
 車角千代治君 中河內郡久寶寺村字
 新田
 田所敏明君 旭區南島町885の18
 辻殿方
 平田廣次君 四日市鹽濱町山九運
 輸四日市工事部内

改 姓 名

保田正藏君(舊姓) 小島、府下
 北河內郡嵯屋川町大
 字1275

死 亡

會 員
 西尾 亮君 昭和18年4月22日逝
 去
 伊藤爲吉君 昭和18年5月9日逝
 去
 川野平造君 昭和18年5月27日逝
 去
 小林堅二君 昭和18年6月13日逝
 去
 岩田愛吉君 昭和18年1月7日戰
 死

地方會員

井上忠吾君 昭和17年9月7日逝
 去
 丸本啓司君 昭和18年3月30日逝
 去

特別贊助員

毛利庄太郎君

普通贊助員

富坂 昇君 昭和18年4月6日逝
 去
 鍛治 弘君 昭和17年12月30日逝
 去
 鮎川衛之君 昭和18年7月7日逝
 去

(謹んで哀悼の意を表す)

美素

古い住宅も新築同様となる
新築住宅にお手入のいらぬ

★新築家屋美素加工

新築落成と同時に本所獨特のピソ液にて洗淨し木材變色の原因となる樹液を取り、其の上をピソにて仕上の加工をすると完全なる變色防止加工となり、優美な艶を有しフキコミの勞を省き頗る經濟的です。

★古家屋新装美素加工

古家もピソ液で洗淨すると新築同様となり、其の上を新築美素加工と同様の加工をすると前者同様の結果となる。

(特種技術を要しますから弊所)
の請負加工と致して居ります

大阪市天王寺區東平野町四丁目二一

美素工業所

電話 天王寺 (77) 四〇〇三番

資材ヲ極度ニ節約シ
時局ノ要求ニ適應セル
タイル界の最高峰
專賣特許第108622號

ラス・モザイク

- 特長
1. タイルの表面を見ながら施工が出来る。
 2. 繪畫、圖案、文字等總ゆる意匠自由自在
 3. 天井や庇でも壁紙の如く簡単に貼れる
 4. デッドロード(死荷重)を極度に減ずる
 5. 貼り上げて極めてヒソの善きこと
 6. 工費低廉、工期短縮 (カタログ通呈)

日本陶織株式會社

本社 愛知縣知多郡大府町大府38番地
(電話大府一〇八番)

大阪事務所 大阪市北區芝田町六十五番地
(電話北三〇三番)

建築と社會

第26輯 第8號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢(郵税2錢)
12冊 6圓(ク 24錢)
昭和18年8月10日印刷 昭和18年8月15日發行

發行・編輯 戸川 弘
印刷人

大阪市北區朝日ビル日本建築協會内
印刷所 新日本印刷有限會社

大阪市北區南錦町46番地
發行所 日本建築協會

大阪市北區中之島3ノ3朝日ビル

電話長北濱(23)4501番(9)

振替口座大阪 39975番

日本出版文化協會會員番號222043

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

禁 轉 載

本號に掲載せるものは一切これを無斷にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行為
をなすことを禁ず。

土木建築請負業

盛 工 務 店

營業所

大阪市北區地下町十五番地
電話堀川 一四二九番

●第二六集 第八号 掲載広告一覽（掲載順）

竹原文泉社

日本竹筋工業所

米本栄商店

ライトラバー商会

日光建材社

織本建築設計計算事務所

矢橋大理石商店

南満建材工業所

建築金物商会

平松釣戸車製造所

協和製作所

大阪窯業セメント

萩工業

大西商店

大阪伊丹商店

光握制正社

関城化学工業

東亜化工

東洋リノリウム